

官報

号 外
国会会議録

令和七年三月二十一日

○第二百十七回 衆議院会議録 第十号

令和七年三月二十一日(金曜日)

議事日程 第九号

令和七年三月二十一日

午後零時十分開議

第一 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

第二 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

第三 土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 棚田地域振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第五 山村振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第六 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)
日程第二 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日程第三 土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 棚田地域振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第五 山村振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第六 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時十二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○議長(額賀福志郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)
日程第二 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。総務委員長竹内譲君。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔竹内譲君登壇〕

○竹内譲君 ただいま議題となりました両案件について申し上げます。

まず、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、地域の仕事を組み合わせる年間を通じた仕事を創出し、職員を組合で無期雇用した上で、組合員である事業者者に派遣するものであります。

本案は、特定地域づくり事業協同組合の健全な発展を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するため、組合が関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における組合員以外の者の利用割合の制限を緩和するとともに、弾力的な予算対応を行うため、内閣府の所掌事務の特例の期限を延長するものであります。

本案は、去る十八日、総務委員会におきまして、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件について決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の令和七年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算は、一般勘定において、事業収入六千三百四十四億円、事業支出六千四百三十四億円となっており、事業収支における不足四百億円に

令和七年三月二十一日 衆議院会議録第十号
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案外一件 土地改良法等の一部を改正する法律案外二案

ついでには、還元目的積立金の一部をもって補填することとしております。

次に、事業計画は、多様で質の高いコンテンツの提供、受信料の公平負担の徹底、ガバナンスの強化等に取り組むこととしております。

なお、この収支予算等について、総務大臣から、放送番組の質の維持と事業経費の合理化、効率化、災害時における放送の役割の重要性を踏まえ、将来の災害に備えること、放送に加え、インターネットを通じた国民・視聴者への放送番組の提供等を求める旨の意見が付されております。

本件は、去る三月十七日本委員会に付託され、翌十八日、村上総務大臣から趣旨の説明を、また、日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聴取した後、質疑に入り、去る十九日質疑を 종료いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本件は賛成多数をもって承認すべきものと決しました。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。
本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(額賀福志郎君) 日程第三とともに、

第四及び第五の両案は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、三案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

日程第三 土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 棚田地域振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第五 山村振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第三、土地改良法等の一部を改正する法律案、日程第四、棚田地域振興法の一部を改正する法律案、日程第五、山村振興法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長御法川信英君。

土地改良法等の一部を改正する法律案及び同報告書

棚田地域振興法の一部を改正する法律案
山村振興法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

(御法川信英君登壇)

○御法川信英君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして申し上げます。

まず、土地改良法等の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農業水利施設の老朽化の進行、気象災害のリスクの増大、農村人口の減少等に的確に対応し、農業生産の基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月十一日本委員会に付託され、翌十二日江藤農林水産大臣から趣旨の説明を聴取いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

次に、棚田地域振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、棚田地域振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を令和十二年三月三十一日まで延長するとともに、国及び地方公共団体の指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報提供の努力義務に係る規定、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るための生産基盤の強化等について配慮する規定等を設ける等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月十八日、農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。
なお、本委員会におきまして、棚田地域の振興に関する件を本委員会の決議として議決したこと

を申し添えます。

次に、山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を令和十七年三月三十一日まで延長するとともに、山村の自立的かつ持続的な発展の促進を図るため、目的規定及び基本理念を整備し、国等の責務に係る規定を定め、交通、情報通信、産業、防災、福祉、人材確保その他の分野における施策の充実等を図るものであります。

本案は、去る三月十八日、農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

日程第六 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第六、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長中村裕之君。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中村裕之君登壇)

○中村裕之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、多数の子等の教育費を負担している家庭における負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、授業料等減免の対象者として、低所得者世帯の学生等に加え、多子世帯の学生等を対象とし、多子世帯の学生等については、所得制限なく授業料等減免の対象者とする、

第二に、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することに法律の目的を改めること、

第三に、国は、低所得者世帯の学生等に係る授業料等減免については、独立行政法人日本学生支援機構法に規定する学資の支給と相まって大学等

の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする、

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 本日、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

出席国務大臣

総務大臣 村上誠一郎君
文部科学大臣 あべ 俊子君
農林水産大臣 江藤 拓君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律第六条第三項の規定に基づく災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画の報告

(理事補欠選任)

一、去る十九日、国土交通委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 徳安 淳子君(理事奥下剛光君去る十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

高市 早苗君 上野賢一郎君
若山 慎司君 島田 智明君
島田 智明君 若山 慎司君
石橋林太郎君 西野 太亮君
大西 洋平君 山本 大地君
小森 卓郎君 岸 信千世君
杉村 慎治君 三角 創太君
西野 太亮君 向山 淳君
向山 淳君 東 国幹君

東 国幹君

上野賢一郎君

岸 信千世君

山本 大地君

三角 創太君

稲田 朋美君

上川 陽子君

國場幸之助君

東 国幹君

田畑 裕明君

土田 慎君

小淵 優子君

鈴木 貴子君

船田 元君

西野 太亮君

土田 慎君

深澤 陽一君

吉田 真次君

武村 展英君

田野瀬太道君

森下 千里君

山本 大地君

石川 香織君

空本 誠喜君

村岡 敏英君

坂本竜太郎君

宗野 創君

奥下 剛光君

菊池大二郎君

土田 慎君

水沼 秀幸君

石橋林太郎君

高市 早苗君

小森 卓郎君

大西 洋平君

杉村 慎治君

國場幸之助君

土田 慎君

東 国幹君

田畑 裕明君

稲田 朋美君

上川 陽子君

西野 太亮君

深澤 陽一君

吉田 真次君

土田 慎君

小淵 優子君

鈴木 貴子君

船田 元君

丹羽 秀樹君

東 国幹君

福田かおる君

坂本竜太郎君

宗野 創君

奥下 剛光君

菊池大二郎君

土田 慎君

水沼 秀幸君

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出第四号)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五号)

以上二件 内閣委員会 付託

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

国土交通委員会 付託

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号) 外務委員会 付託

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

厚生労働委員会 付託

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外十名提出、衆法第二二二号) 政治改革に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

議院に出現する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

半島振興法の一部を改正する法律案

議院に出現する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

関税定率法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

棚田地域振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員委員長提出)

山村振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員委員長提出)

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外十名提出)

(議案撤回申出)

一、去る十九日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外九名提出、第二十六回国会衆法第一〇号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(青柳仁土君外一名提出)

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本のコンテンツがディープフェイク技術によつて悪用されている問題に関する質問主意書(八幡愛君提出)

外免切替制度の懸念と国際免許の制度的抜け穴に関する質問主意書(吉川里奈君提出)

中国大使等による地方自治体への不当な圧力に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日朝交渉記録が「存在しない」経緯に関する再質問主意書(島田洋一君提出)

(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一君提出日朝交渉記録が「存在しない」経緯に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出著作権法第三十条の四の合憲性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツに関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出公営五競技における利用者へのポイント付与がもたらす諸課題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄における米兵による事件事故等に関する質問に対する答弁書

質二一七第六〇号)において、二〇〇二年九月十七日の日朝首脳会談の直前に田中均外務省アジア大洋州局長(当時)が北朝鮮側と行った二回分の交渉記録が「存在しない」ことを公式に認めた。外交常識に反する極めて異例の事態であると考える。そこで質問する。

一 当該交渉記録は、そもそも作成されなかったのか、作成後に何らかの理由で破棄されたのか、あるいは作成後に何者かによつて持ち去られたのか、交渉記録が「存在しない」理由を明らかにされたい。

二 田中氏は平成二十年二月、産経新聞記者の質問に対し、「当時は局長だったから、記録を(自分で)作るわけではない」と応じている。そこで、そもそも記録が作成されなかったとした場合、当時、「記録を作る」担当者は誰だったのか明らかにされたい。

三 その担当者は、上司である局長の田中氏に指示されて、当然作成すべき交渉記録を作成しなかったのか明らかにされたい。

四 外国との交渉における外交常識について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第八二二号
令和七年三月十八日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員島田洋一君提出日朝交渉記録が「存在しない」経緯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島田洋一君提出日朝交渉記録が「存在しない」経緯に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書(令和七年三月四日内閣衆質二一七第六〇号)一及び二についてでお答えした「安倍内閣総理大臣(当時)及び岸田外務大臣(当時)が、平成三十年六月十八日の参議院決算委員会及び平成二十八年三月八日の参議院予算委員会での答弁においてそれぞれ述べた日朝間の交渉の記録が「存在しない」理由については、岸田外務大臣(当時)が平成二十八年三月八日の参議院予算委員会での答弁において「二回の交渉記録がないことにつきましては私自身も確認をいたしました、存在しないということ、その理由については、私自身もその理由については分かりかねております。」と述べたとおりである。

四について
お尋ねの趣旨が明らかではなく、お答えすることは困難である。

令和七年三月七日提出
質問 第八三号

著作権法第三十条の四の合憲性に関する質問
主意書

提出者 杉村 慎治

著作権法第三十条の四の合憲性に関する質問
問主意書

日本国憲法は、平等権、表現の自由、財産権、適正手続の保障など、国民の基本的権利を広範に

保障している。

これらの権利は、著作物の創作活動を行う者に對しても等しく適用され、文化の発展に寄与するものとして保護されるべきであると考える。

しかしながら、著作権法第三十条の四は、生成AIなどの機械学習において、著作物を著作権者の許諾なしに学習データとして利用することを認めており、著作権者の意思とは無関係に著作物がAIの学習対象となることを可能としている。この規定が憲法の基本原則と整合するかどうか、政府がその法的正当性を明確に示す必要があると考える。

よつて、以下の点について政府の見解を問う。

- 一 適正手続(憲法第三十一条)との関係について
 - 1 著作権者には、著作物の利用について管理する権利があるにもかかわらず、政府は、自らの著作物がAI学習の対象となることを著作権者が事前に知る手段を提供していないと考える。このことが憲法第三十一条の定める適正手続の観点から合憲であるとする根拠を示されたい。
 - 2 AIによる学習が著作権者の意思に反して行われることを防ぐ異議申立ての制度がないことは、適正手続の保障を定める憲法第三十一条に反しないか。政府の見解を示されたい。
- 二 財産権(憲法第二十九条第一項)との関係について
 - 1 著作権者が自身の財産の利用を管理する権利を有しているにもかかわらず、著作権法第三十条の四は、著作物を著作権者の許諾なしにAI学習に使用することを認めている。この規定が憲法第二十九条第一項に照らして合

憲であるとする根拠を示されたい。

2 AIによる無許諾の学習が許容されることで、著作物の市場価値が低下し、著作権者が正当な報酬を得る機会が損なわれる可能性があると考え、この状況は財産権の保障を定める憲法第二十九条第一項に反しないか。政府の見解を示されたい。

三 表現の自由(憲法第二十一条第一項)との関係について

1 著作権法第三十条の四により、著作物が著作権者の許諾なしにAIの学習対象となる場合、著作者の独自の表現が模倣され、創作の自由が抑圧される可能性があると考え、政府が憲法第二十一条第一項に照らして著作権法第三十条の四を合憲であるとする根拠を示されたい。

2 AIが大量の既存作品を学習し、それを基に新たな生成物を生み出す場合、人間のクリエイターによる創作活動が市場から排除されることになり、結果として市場から表現の多様性が損なわれるおそれがあると考え、この状況は表現の自由の保障を定める憲法第二十一条第一項に反しないか。政府の見解を示されたい。

四 勤労の権利(憲法第二十七条第一項)との関係について

1 生成AIが著作物を著作権者の許諾なしに学習し、低コストで大量の作品を生み出すことで、クリエイターの職業的基盤が脅かされる可能性があると考え、政府が憲法第二十七条第一項に照らして、著作権法第三十条の四が合憲であるとする根拠を示されたい。

クリエイターが職を失う可能性があるにもかかわらず、政府は雇用保護や再教育の仕組みを整備していないと考えるが、この状況は勤労の権利の保障を定める憲法第二十七条第一項に反しないか。政府の見解を示されたい。

五 平等権(憲法第十四条第一項)との関係について

1 著作権法第三十条の四によつて、大手AI開発企業は大量の著作物を学習させ、生成AIを開発することが可能となることで、クリエイターにとつて不平等な競争環境が生じる可能性があると考え、政府が憲法第十四条第一項に照らして、著作権法第三十条の四が合憲であるとする根拠を示されたい。

2 今後、著作権法第三十条の四によつて得た学習データからAIを活用する企業と、長年の鍛錬によつて習得した技術で表現活動を行つてきた著作者やクリエイターの間で作品を発売する機会の格差が拡大することが懸念されるが、政府は憲法第十四条第一項に照らしてこの状況が適正であると考え、適正であると考え、この状況は平等権の保障を定める憲法第十四条第一項に反しないか。政府の見解を示されたい。

六 公共の福祉(憲法第十二条)との関係について

1 AI技術の発展が経済成長や技術革新に貢献する一方で、著作権者の権利が一方的に犠牲となり、クリエイターが持続的な創作活動を行うことが困難となる可能性があると考え、政府が憲法第十二条に照らして、著作権法第三十条の四が合憲であるとする根拠を示されたい。

2 著作権法第三十条の四によつて、特定の大

手企業が生成AIを活用し、大量の著作物を学習させることが可能になる一方で、小規模なクリエイターや独立系著作者が不利益を被る状況が生じる可能性があると考え、この状況は憲法第十二条が求める公共の福祉の趣旨に反しないか。政府の見解を示された。

七 個人の尊重(憲法第十三条との関係について

1 著作権法第三十条の四は、AI技術の発展を優先し、著作権者の権利を制限するものであり、クリエイターが「個人として尊重される権利」を侵害する可能性があると考え、政府が憲法第十三条に照らして、著作権法第三十条の四が合憲であるとする根拠を示されたい。

2 著作権法第三十条の四に係る改正等と内容とする著作権法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十号)の施行後に、著作権法第三十条の四に反発し、パブリックコメントなどの方法で抗議するクリエイターたちを、政府が個人として尊重した施策があれば具体的に示されたい。

内閣衆質二一七第八三号

令和七年三月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員杉村慎治君提出著作権法第三十条の四の合憲性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員杉村慎治君提出著作権法第三十条の四の合憲性に関する質問に対する答弁書

一について

憲法第三十一条は、刑罰や行政上の不利益処分を課す場合に、法定の手続を保障することを定めたものであり、お尋ねについては、同条と関係がないものと考え。

二の1について

御指摘の「自身の財産の利用を管理する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十条の四の規定は、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に、「その必要と認められる限度において」当該著作物の利用を認めるものであり、著作権者の利益を通常害するものではないと考えられ、また、同条ただし書においては、「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」としており、憲法第二十九条第一項に違反するものではないと考えている。

二の2について

お尋ねの「著作物の市場価値が低下し、著作権者が正当な報酬を得る機会が損なわれる」及び「この状況は・・・憲法第二十九条第一項に反しないか。」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「著作者の独自の表現が模倣され、創作の自由が抑圧される」、「人間のクリエイ

ターによる創作活動が市場から排除される」、「市場から表現の多様性が損なわれる」及び「この状況は・・・憲法第二十一条第一項に反しないか。」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の1について

御指摘の「低コストで大量の作品を生み出すことで、クリエイターの職業的基盤が脅かされる」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の2について

政府は、公共職業安定所における職業紹介や公的職業訓練等による職業能力開発の促進に加え、求職者支援制度や雇用保険制度に基づく給付等の施策を講じており、御指摘の「雇用保護や再教育の仕組みを整備していない」ことを前提とするお尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「クリエイターにとつて不平等な競争環境」、「AIを活用する企業と・・・著作者やクリエイターの間で作品を発表する機会の格差が拡大する」及び「この状況が適正であると考えられるか。」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六及び七の1について

お尋ねの趣旨並びに御指摘の「著作権者の権利が一方的に犠牲」、「小規模なクリエイターや独立系著作者が不利益を被る状況」、「この状況は憲法第十二条が求める公共の福祉の趣旨に反しないか。」及び「個人として尊重される権利」を侵害する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、二の1について

述べたとおり、著作権法第三十条の四の規定は、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に、「その必要と認められる限度において」当該著作物の利用を認めるものであり、著作権者の利益を通常害するものではないと考えられ、また、同条ただし書においては、「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」としており、憲法第十二条及び第十三条の趣旨に反するものではないと考えている。

七の2について

お尋ねの「パブリックコメントなどの方法で抗議するクリエイターたちを、政府が個人として尊重した施策」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年三月七日提出
質問 第八四号

ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツに関する質問主意書
提出者 八幡 愛

ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツに関する質問主意書

近年、人工知能(AI)の発展に伴い、いわゆるディープフェイク技術が急速に進化し、個人の顔や身体を合成した偽造映像の作成が容易になっている。

特に、被害者が実際には関与していないにもかかわらず、あたかも性的な行為を行っているかのように見せかけるいわゆるディープフェイクポル

ノの流通が増加しており、個人の尊厳を著しく傷つけ、社会的信用を失墜させる危険性が高まっている。

しかし、現在の日本の法制度では、このようなディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツの被害に対して、十分な規制や被害者救済の枠組みが整っていないと考える。

このような問題を踏まえ、政府に対し以下の事項について質問する。

一 現行法において、ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツの制作および拡散を直接的に禁止する規定が存在しないため、政府はこれらの行為に対して十分な法的対応を行うことができないと考えるが、その認識で相違ないか。

二 海外では、ディープフェイクボルの制作・拡散に対する刑事罰を明確化し、加害者に対する厳罰化が進められている。日本においては現在の法制度では同様の措置を講じることができないと考えるが、その認識で相違ないか。

三 ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツの拡散を防ぐため、インターネットプラットフォームやSNS事業者に対し、違法コンテンツの迅速な削除や被害者救済措置を義務付ける規制が現行法では十分に存在しないため、政府としてこれらの事業者に対して強制的な措置を講じることができないと考えるが、その認識で相違ないか。

四 ディープフェイク技術の発展により、児童ポルノの分野でも被害が拡大する懸念がある。現在のいわゆる児童ポルノ禁止法の適用範囲ではAIによる偽造ポルノを十分に規制することができないと考えるが、その認識で相違ないか。

し、現行の被害者支援制度では法的・心理的な支援が十分ではないため、政府として適切な救済措置を講じることが難しいと考えるが、その認識で相違ないか。

六 ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツの拡散が、現行の名誉毀損罪および侮辱罪の適用範囲に明確に含まれていないため、政府はこれらの罰則を適用することができないと考えるが、その認識で相違ないか。

七 現在のいわゆるリベンジポルノ被害防止法では、ディープフェイク技術を用いた偽造ポルノが適用範囲に明確に含まれておらず、そのために被害者が適切な法的措置をとることが困難になつていると考えるが、その認識で相違ないか。

右質問する。

内閣衆質二一七第八四号
令和七年三月十八日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員八幡愛君提出ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツに関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の「ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツの制作および拡散を直接的に禁止する規定及びこれらの行為」に対する「十分な法的対応」の具体的に意味するところが明らか

かではないため、お答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、捜査機関においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対処しているものと承知している。

二について
御指摘の「海外では、ディープフェイクボルの制作・拡散に対する刑事罰を明確化し、加害者に対する厳罰化が進められている。」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について
御指摘の「違法コンテンツの迅速な削除や被害者救済措置を義務付ける規制」及び「十分に存在しない」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）による改正後の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）において、大規模なSNS等を提供する事業者（以下単に「事業者」という。）に対し、特定電気通信（同法第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。）による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報送信防止措置（同法第二条第八号に規定する侵害情報送信防止措置をいう。）を講ずるよう事業者に出がかったときは、当該措置を講じたか否かの結果が一定の期間内に申出者に通知すること等が義務付けられ、事業者がこれに違反していることと認められるときは、総務大臣による勧告及び命令の対象となる。

四について
御指摘の「児童ポルノ禁止法の適用範囲ではAIによる偽造ポルノを十分に規制することができない」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五及び七について
御指摘の「ディープフェイク技術を悪用した被害者」、「法的・心理的な支援が十分ではない」、「適切な救済措置」及び「リベンジポルノ被害防止法では、ディープフェイク技術を用いた偽造ポルノが適用範囲に明確に含まれておらず、そのために被害者が適切な法的措置をとることが困難になつている」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、犯罪被害者等への支援については、府省庁横断的な対策が講じられてきたところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。

六について
御指摘の「ディープフェイク技術を悪用した性的コンテンツの拡散」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であることから、お答えすることは困難であるが、一般論として申し上げます。性的な内容の画像等を流通させる行為については、それが「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した」に当たるときは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十条第一項の名誉毀損罪が、「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した」に当たるときは同法第二百三十一条の侮辱罪が、それぞれ成立し得る。

令和七年三月七日提出
質問 第八五号

公営五競技における利用者へのポイント付与
がもたらす諸課題に関する質問主意書

提出者 大西 健介

公営五競技における利用者へのポイント付与
がもたらす諸課題に関する質問主意書

中央競馬・地方競馬・競輪・競艇及びオート
レース(以下「公営五競技」)において、購入等に際
しポイント還元することで、過剰に購入意欲を
刺激し依存性を高めているのではないかとこの指
摘がなされている。そこで、以下について政府の
見解を明らかにされたい。

一 公営五競技における利用者へのポイント付与
とギャンブル依存症の關係の把握と認識につい
て

1 公営五競技の全てで、何らかのポイント還
元サービスを導入しているようだが、その実
態について、具体的には先述のようなポイン
ト還元の利用状況、それにより引き起こされ
る当人の課題認識等について把握している
か。把握しているのであればどのような状況
か。

2 入口段階では、友人を招待することでポイ
ントを付与し敷居を下げ、年間購入額に応じ
た還元率向上で徐々に購入額を吊り上げ、
キャンペーンでの抽選による百パーセント還
元等で継続的な参加を促し射幸性をあおる。
あるいは、高額会員へ特別閲覧席の用意やお
歳暮を送付する等、虚栄心を巧みに利用した
悪質な方法で、利用者を必要以上に拡大し、
購入額を過剰とし、ギャンブル依存へ誘引す

る仕組みが見受けられる。こうした悪質なポ
イント付与の在り方がギャンブル依存を誘発
しているのではないかと。

二 今後の対応について

1 公営五競技利用者において既に問題が顕在
化し始めていることから、ポイント付与と
ギャンブル依存に関する早急な実態把握調査
や、当該調査を基とした課題の整理をすべき
ではないか。

2 ポイント付与がもたらす諸課題への対応と
して、ギャンブル等依存症対策基本法では、
関係事業者の責務として、依存症の予防に配
慮しなければならぬ旨定められており、
ギャンブル等依存症対策推進基本計画にポイ
ント付与に關し具体的な規定を追加する等、
ポイント付与を法的に位置付ける必要がある
のではないかと。

3 更に強い実効性を持たせるのであれば、個
別規定として、例えば、必要以上の利用者拡
大を招く紹介によるポイント付与の禁止、購
入金額を吊り上げる段階的ポイント還元率上
昇制度の禁止、ポイント還元率の上限設定、
射幸心を煽るキャンペーンの禁止、虚栄心を
利用するような過剰なサービスの禁止(高額
利用者へのお歳暮等)等の悪質なポイント還
元制度等へ規制を設けるべきではないかと。
右質問する。

内閣衆質二一七第八五号

令和七年三月十八日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員大西健介君提出公営五競技における
利用者へのポイント付与がもたらす諸課題に関
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員大西健介君提出公営五競技にお
ける利用者へのポイント付与がもたらす諸
課題に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「公営五競技において、「何らかの
ポイント還元サービスを導入している」ことに
ついては把握しているが、お尋ねの「ポイン
ト還元の利用状況」については、その主体が必ず
しも明らかではなく、また、「ポイント還元
サービス」の詳細を把握していないため、お答
えすることは困難である。また、お尋ねの「当
人の課題認識等」の意味するところが明らかで
はないため、お答えすることは困難である。

一の2について

一般に、御指摘の「ポイント付与」が「悪質な」
ものに当たるか否かについては、様々な事情を
考慮して個別具体的に判断すべきものであり、
また、「ポイント付与」と「ギャンブル依存症」と
の因果関係は必ずしも明らかではないことか
ら、お尋ねについてお答えすることは困難であ
る。

二の1について

一の2について述べたとおり、一で御指摘
の「ポイント付与」と「ギャンブル依存症」との因
果関係は必ずしも明らかではないことから、現
時点では、お尋ねの「ポイント付与とギャンブ
ル依存に関する「実態把握調査」及び「当該調査
を基とした課題の整理」は実施しておらず、ま
た、実施する予定もない。

二の2及び3について

御指摘の「ギャンブル等依存症対策推進基本
計画にポイント付与に關し具体的な規定を追加
する等、ポイント付与を法的に位置付ける」の
具体的に意味するところが明らかではないた
め、お尋ねの「法的に位置付ける必要があるの
ではないか」についてお答えすることは困難で
ある。また、一の2について述べたとおり、
一般に、御指摘の「ポイント還元制度等」が「悪
質な」ものに当たるか否かについては、様々な
事情を考慮して個別具体的に判断されるもので
あり、さらに、「ポイント付与」と「ギャンブル
依存症」との因果関係は必ずしも明らかではな
いことから、お尋ねの「規制を設けるべきでは
ないか」についてお答えすることは困難であ
る。いずれにせよ、現在、政府としては、ギヤ
ンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第
七十四号)第十二条第六項の規定に基づき、
「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(令和
四年三月二十五日閣議決定)」に「検討を加え」て
いるところであり、引き続き、ギャンブル等依
存症の対策に關し、必要な施策を講じてまい
りたい。

令和七年三月七日提出
質問 第八六号

沖繩における米兵による事件事故等に関する
質問主意書

提出者 屋良 朝博

沖繩における米兵による事件事故等に関す
る質問主意書

米軍基地を抱える沖繩県は、我が国の防衛、安
全保障の一翼を担うとされ、米軍基地の存在によ

る住民生活への過重な負担を長年抱えていると考
える。これら日米地位協定及び沖縄の基地負担に
関し、以下の事項について質問する。

一 石破茂首相は、二〇二五年二月二十六日の衆
議院予算委員会において、「米軍が駐留するこ
とによってこの犯罪が起こっているという因果
関係を私は存じ上げません」(以下、「この発言
という。と答弁した。

1 この発言に関して、因果関係がないとした
具体的な根拠を示されたい。
2 米軍の駐留と犯罪が起こっている因果関係
の有無について、政府の統一した見解を伺い
たい。

二 戦後七十九年を経た今もなお、国土面積のわ
ずか〇・六%に過ぎない沖縄県に、在日米軍専
用施設の約七十%が過度に集中し、米軍による
事件・事故が繰り返され、沖縄県民の生命、財
産、安全が脅かされている。一九七二年に沖縄
が日本復帰して以降、在沖米軍基地から派生す
る刑法犯摘発件数は累計で六千二百三十六件
(そのうち殺人や強盗、強姦、放火など凶悪犯
罪は五百九十二件。沖縄県警まとめ、二〇二四
年十二月現在)となっている。報道によれば、
二〇二四年の一年間の刑法犯摘発件数は七十三
件で、過去二十年で最多であったことがわかっ
たとしている。政府は、在沖米軍に対し、抗議
を行うとともに、再発防止策の策定を申し入れ
るべきであると考えている。政府は既に過去二十
年で最多となったことを受けて申入れを行ったの
であれば、誰に対して、いつ、どのような経路
で申入れを行ったのか、それぞれ明らかにされ
たい。

三 このような状況において、二〇二三年十二月

に、米空軍兵長が十六歳未満の少女を連れ去
り、性的暴行を加えたとして、二〇二四年三月
にわいせつ目的誘拐及び不同意性交等罪で起訴
されていた。また、同年五月には、新たな米兵
による女性暴行事件が発生しており、いずれの
事件も同年六月に相次いで報道され、沖縄県議
会及び各市町村議会において抗議決議を可決し
ている。しかし、米兵による事件はこれにとど
まらず、同年十一月に新たな性的暴行事件が発
生した。当該事件について、二〇二五年一月二
十三日の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別
委員会において、宮路拓馬外務副大臣は、これ
までに米側が発表した一連の再発防止策が実際
に事件、事故の再発防止につながるかどうかと考
えている旨答弁を行い、米側の取組を評価し
た。

1 現に米兵による性的暴行事件の再発を止め
ることができていないが、米側が発表した一
連の再発防止策は履行されているか、把握し
ているのであればそれぞれの履行状況を示さ
れたい。
2 米側が発表した一連の再発防止策につい
て、どのような効果が得られたか、政府の認
識を具体的に示されたい。
四 相次ぐ米兵による少女・女性に対する暴行事
件は、人権と尊厳を踏みにじるものであり断じ
て容認できるものではない。また、質問二で言
及した二〇二三年十二月に発生した事件につい
ては、関係機関等への迅速な情報伝達や市民・
県民への公表が遅れたことに対しても疑問を呈
さざるを得ないと考えている。二〇二四年七月三十
日の衆議院安全保障委員会において、上川陽子
外務大臣(当時)は、日本側関係機関内における

情報共有について、外務省としても、当該事案
は捜査当局から非公表の事案であるとして共有
を受けたものであるため、外務省事務方にて対
応をし、防衛省に対して情報を提供することは
しなかった旨の答弁を行うとともに、外務省が
防衛省に情報共有を行わなかった対応について
は、個別具体的な事案の内容に応じた適切に判
断された対応であった旨の答弁を行った。
1 一九九七年に日米両政府が合意した在日本
軍に係る事件・事故発生時における通報手続
について、日米合意に従わない判断につい
て、事務方が大臣を含む政務三役に相談なく
行った理由及び経緯をそれぞれ伺いたい。
2 日本側が一方的に通報手続及び情報共有の
仕組みの変更を行うことは認められているの
か。
3 個人情報等を伏せれば問題は起きないにもか
かわらず、通報手続を使わないことを優先し
た理由について、詳細に示されたい。
4 米側に通報手続及び情報共有の仕組みにつ
いて、確認したのであれば、いつ、どこで、
誰が、誰に対して変更を確認したのか、詳細
を示されたい。
五 二〇二三年十一月二十九日に、米軍の岩国基
地(山口県)から嘉手納基地(沖縄県)へ飛行中の
オスプレイ一機が屋久島沖合に墜落し、乗組員
八名全員が犠牲となった。この墜落事故は、一
歩間違えれば住民を巻き込む大惨事となる可能
性もあり、沖縄県議会及び各市町村議会におい
て飛行停止を求める意見書及び抗議決議を可決
している。二〇二四年十二月十七日の参議院外
交防衛委員会において、防衛省の政府参考人
は、米軍作成の事故報告書を引用し、プロップ

ローター・ギアボックス内のハイスピード・ピ
ニオンギアの一つにひびが入ったことについ
て、二次的な損傷により初期破損の痕跡が不明
瞭になったことから、正確な根本原因を特定す
ることはできなかったとしながら、一連の事故
の状況や原因については同報告書の中で明らか
になっている。また、米側からは機体の構造上
の問題ではないとの説明を受けている旨の答弁
を行った。
1 根本原因が特定できていないにもかかわらず
、オスプレイが安全に運用できるとする根
拠を示されたい。
2 事故原因の究明に取り組むことで、今後も
安全性を確保する考えはないか、政府の見解
を示されたい。
六 環境や人体に影響を及ぼす可能性が指摘され
ている高濃度の有機フッ素化合物(PFA)が
米軍基地周辺の井戸や地下水から検出されてい
るものの、米軍の同意を得られない場合には、
基地内の立入調査ができず原因が特定できない
ため、根本的な解決に至っていない。基地周辺
においてPFAが検出されたとき、汚染源の
特定や除染対策等に関する責任を負う府省庁は
どこになるか、府省庁及び課の名称を示され
たい。
七 日米地位協定は一九六〇年の締結以降一度も
改定されていない。課題山積の現状を考慮する
と、政府がこれまでに行ってきた運用改善では
なく、より進んだ別の対応が必要とされている
と考える。沖縄県作成の調査資料によれば、外
国軍の対米国地位協定では補足協定等の改定に
成功した国も少なくない。それらの改定の成功
事例について、我が国も調査研究を行い、知見

を積み重ね、将来的な日米地位協定の改定対象となる論点を整理する必要はないか、政府の見解を示された。

八 政府においては、沖縄県民の生命・財産及び人権を守る立場から「日米地位協定の抜本的な改定」を、そして、同県民の切実な要望に応えるため「沖縄の基地負担軽減」を米側に粘り強く提案していくべきと考えるが、政府の考えを示された。

内閣衆質二一七第八六号
令和七年三月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員屋良朝博君提出沖縄における米兵による事件事故等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄における米兵による事件事故等に関する質問に対する

答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の石破内閣総理大臣の発言の趣旨については、令和七年二月二十八日の記者会見において、林内閣官房長官が「御指摘の衆議院予算委員会における石破総理の答弁は、質疑者との一連のやり取りの中で行われたものでございまして、個別の表現ぶりのみを取り上げて論評することが適切であるというふうに考えておりません。その上で申し上げますと、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中で、日

米安保体制に基づく日米同盟が我が国の防衛や地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることが必要でございます。同時に、在日米軍の駐留に伴う地域住民の方々の生活環境への影響を踏まえ、各地域の実情に合った負担軽減の努力は、在日米軍の安定的な駐留を確保する上で必要であります。特に、沖縄の基地負担軽減は政権の最重要課題の一つであり、これまでも取組を続けてきております。これまで在日米軍関係者による事件・事故は、地元の皆様には大きな不安を与えるものであり、あつてはならないものと考えております。御指摘の石破総理の答弁は、こうした政府の一貫した立場を述べたものでございます。」と述べたとおりである。

二について

米側との外交上の個別のやり取りについては、相手側との関係もあり、お答えすることは差し控えたが、合衆国軍隊構成員等による事件・事故は本来起きてはならないものであり、政府としては、米側に対して、綱紀粛正等を随時働きかけており、こうした事件・事故の防止に向けて、引き続き、米側とともに取り組んでまいりたい。

三について

お尋ねの「米側が発表した一連の再発防止策」については、令和六年七月に、在日米軍司令官が、米軍施設への出入りの際の飲酒運転に対する検問の強化、米軍の憲兵隊によるパトロールの強化、在日米軍内部での研修及び教育の強化、在日米軍の勤務時間外の行動指針であるリバイバー制度の見直し、在日米軍、日本政府、

沖縄県庁及び地元住民との協力のための新しいフォーラムの創設等を発表したと承知しているところ、お尋ねの「履行状況」については、例えば、飲酒運転に対する検問の強化については、在日米軍司令官が、地域ごとの米軍施設への出入りの多い時間帯を狙い、幾つかの米軍施設において当該検問の頻度を増やした旨発表し、また、同年十月一日から運用が開始された、見直し後の同制度の下では、在日米軍の全ての軍種の軍人について、例えば、午前一時から午前五時までの間、自宅やホテルを除く在日米軍施設及び区域外における飲酒を禁止するともに、在日米軍施設及び区域外において酒類を提供する飲食店への入店を禁止するほか、在日米軍司令官の監督責任を強化してきており、加えて、同フォーラムについては、その開催に向け、沖縄県庁と米側との間で繰り返し意見交換が行われてきていると承知している。

お尋ねの「効果」については、定量的に把握することは困難であるが、これらの米側が同年に発表した一連の再発防止策が実効性のある形で実施され、実際に事件・事故の再発防止につながっていくことが重要であると考えており、政府として、米側に対し、これらの防止策の実効性の確保を含め、在日米軍の綱紀粛正と再発防止の徹底を働きかけてきており、引き続き、こうした働きかけを行うとともに、これらの防止策が実効性のあるものとなるよう、これらの効果を見極めながら、日米間で協力していく考えである。

四について

御指摘の令和五年十二月に発生した事件については、日本側の捜査当局において、事案が公

になることによつて被害者の名誉やプライバシーに甚大な影響を与えることがあり得ることを考慮して、非公表とすべきと判断したものと承知しており、外務省においても、こうした判断を踏まえ、御指摘の「外務省事務方」において、関係者に対する情報提供は控えるべきものと理解し、対応したところである。その上で、お尋ねの「通報手続及び情報共有の仕組み」の「変更」を米側に「確認したことはないが、日本側の捜査当局から同省への情報提供を踏まえ、日米間で適切な情報のやり取りが行われ、また、日本側の関係当局による迅速な対応も確保されていたところであり、こうした対応においては、お尋ねの「日米合意に従わない判断」、

五について

令和五年十一月二十九日に屋久島沖で発生したテイルト・ローター機CV-22の墜落事故（以下「本件事故」という。）については、令和六年八月二日（日本時間）、米側から、本件事故の状況及び原因に関する事故調査報告書が公表され、本件事故の原因は、「プロップローター・ギアボックスの突発的故障」及び「操縦士の意思決定」とされており、また、お尋ねの「根本原因」については、「初期不具合の証拠を明確にした二次的な損壊により特定することはできな

令和七年三月二十一日 衆議院会議録第十号

い」と結論付けられていると承知しているが、政府としては、本件事故を受け、米側との間で技術情報に関する前例のない極めて詳細なやり取りを行っており、本件事故の原因に対応した安全対策の一つとして、「屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のC-12オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書（令和六年八月防衛省作成）」に記載のとおり、「チップ探知機を用いて、全機を対象に運用再開前の予防的点検を行うとともに、維持整備の頻度を増やすことで、PRGBの不具合の予兆を早期に把握し、「必要に応じてPRGBを交換」することとしており、このことにより、引き続き、安全な運用を行うことができると考えている。

六について
お尋ねの「PFASが検出されたとき」の具体的な状況及び「責任」の具体的に意味するところが明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、在日米軍施設及び区域周辺においてペルフルオロ（オクタナー―スルホン酸）等が検出された場合の対応については、個別具体の事案に応じ、その必要性を踏まえ、関係府省庁において行っているところである。

七及び八について
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）を含むアジアにおける安全保障の在り方については、自由民主党において、現在、幅広い議論が行われており、今後も、引き続き議論が重ねられていくものと承知しているところ、政府としては、同党

議長長の報告 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件及び同報告書

における議論も踏まえつつ、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するとともに、その強靱性及び持続性を高めていくという観点から、これについて検討していく考えである。

また、沖縄の負担軽減については、政府の最重要課題の一つであると考えており、例えば、令和七年二月七日の日米首脳会談においても、石破内閣総理大臣からトランプ米大統領領に対して、沖縄の負担軽減の必要性を説明したところである。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。
令和七年三月十八日

提出者

総務委員長 竹内 譲

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第十八条第一項中「及び次条を」から第十九条の二まで」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。
（組合員以外の者の事業の利用の特例）
第十九条の二 特定地域づくり事業協同組合が組合員以外の者のうち関係市町村等に第十八条第一項の規定による労働者派遣事業を利用させる

場合における当該労働者派遣事業についての中小企業等協同組合法第九条の二第三項ただし書及び第百十五条第一項の規定の適用については、同法第九条の二第三項ただし書中「百分の二十」とあるのは「百分の五十を超えてはならず、かつ、一事業年度における組合員以外の者（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第十九条の二第二項に規定する関係市町村等を除く。）の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十」と、同法第百十五条第一項第三号中「第九条の二第三項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）とあるのは「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九条の二第三項」とする。

令和十二年三月三十一日
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）に基づく特定地域づくり事業協同組合（同法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。）の安定的な運営を確保するための事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第四条の二の二中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

理由
特定地域づくり事業協同組合の健全な発展を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するため、関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用制限の緩和を行うとともに、内閣府の所掌事務の特例の期限を延長する

2 前項の「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共に設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（内閣府設置法の一部改正）
2 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右
国会に提出する。
令和七年二月十四日
内閣総理大臣 石破 茂

<p>放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件 放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。 〔別冊〕 日本放送協会令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画</p>	<p>令和7年度収支予算 予算総則 第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の令和7年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。 第2条 令和7年9月30日までは、協会の放送の受信についての契約を締結した者から、令和7年10月1日以降は、協会の放送又は配信の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。(以下、協会の放送又は配信の受信についての契約を「受信契約」という。) 2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第5に掲げる額を減ずることとする。 3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。 4 第1項の規定にかかわらず、住居(人が独立して生活を営むことができるように建てられた家屋又は区画された建物の一部の居住部分をいう。以下、この項及び第5項において同じ。)での受信契約を締結している者が、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での受信契約を締結し、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。</p>	<p>5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。 第3条 本予算は、この予算の各項目に定めた目的以外にこれを使用することができない。 第4条 本予算の各項目に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。 第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。 第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。 第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。 第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。 第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。 第10条 国際放送(その放送番組の配信を含む。以下、この条において同じ。)及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に係る経費の支出に充てることができる。 第11条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。</p>
---	---	---

別表第1

令和7年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		603,494,909
事業支出		643,496,681
事業収支差金		△40,001,772
受入	国内放送送配信費	324,411,091
交付金収入	国内放送番組等配信費	20,261,004
副次収入	国際放送番組等配信費	14,050,917
雑収入	国際放送番組等配信費	2,957,102
特別収入	契約対策費	46,261,818
	受入	641,655
	広調給退職手当・厚生費	6,669,315
	調査研究費	6,551,001
	給退職手当・厚生費	111,236,848
	退職手当・厚生費	31,338,233
	共通償却費	18,842,947
	減価償却費	55,900,000
	特別業務費	3,750
	特別支出	1,371,000
	特別予備費	3,000,000

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入	前期繰越金受入れ	90,314,000
資本支出	減価償却資金受入れ	32,817,000
	資産受入れ	55,900,000
	建設費	1,597,000
	建設費	90,314,000
	建設費	87,414,000
	建設費	2,900,000
資本収支差金		—

国内放送番組等配信費のうち、必要的配信費は68億7,829万3千円、受信料財源任意配信費は4,864万3千円である。必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は32億8,766万2千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は35億9,063万1千円である。

国際放送番組等配信費のうち、必要的配信費は10億8,063万6千円、受信料財源任意配信費は2億9,541万6千円である。必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は2億9,904万2千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は7億8,159万4千円である。

必要的配信費の整理にあたっては、必要的配信費として特定できるものは直課するとともに、費用の特性に応じて、配信する放送番組の数の比、業務の種類の数、コンテンツ制作費比を用いて配賦を行い、費用を整理した。

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,013億6,790万9千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,421億2,568万1千円であり、経常収支差金は、△407億5,777万2千円である。

事業収支差金△400億177万2千円については、放送法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の一部をもって補てんする。
なお出資に該当する29億円については、資本収支において、同様に措置する。

(有料インターネット活用業務勘定)
(事業収支)

款	項	金額
事業収入		5,982,942
事業支出		5,982,942
事業収支差金		414,114
放送番組等有料配信収入		5,982,942
放送番組等有料配信費		5,175,740
広給退職手当・厚生費		169,792
退職手当・厚生費		98,267
共通備償		23,165
減価償却		99,874
		1,990

(資本収支)

款	項	金額
資本収入		1,990
資本支出		1,990
資本収支差金		—
減価償却資金受入れ		1,990
建設費		1,990

事業収支差金4億1,411万4千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。
(受託業務等勘定)
(事業収支)

款	項	金額
事業収入		1,155,219
受託業務等収入		1,155,219

(単位 千円)

(単位 千円)

(単位 千円)

事業支出	受託業務等費	金額
		962,268
		962,268
事業収支差金		192,951

事業収支差金1億9,295万1千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

(令和7年9月30日まで)

地上契約	衛星契約	特別契約
地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての受信契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

(令和7年10月1日以降)

地上契約	衛星契約	特別契約
地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

別表第3 受信料額(消費税込額)

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

別表第4 受信料額(沖縄県)(消費税込額)

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

別表第5 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が9件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が7件、8件若しくは9件である場合、又は特別契約の契約件数が8件若しくは9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。)

別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続支払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙(電磁的方法により提供される場合を含む)を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他の支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額180円

令和7年度事業計画

1 計画概説

令和7年度は、経営計画に基づいた事業運営を着実に実施する。令和7年10月から放送番組等の配信に係る業務を必須業務として行い、放送でもインターネットでも、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、健全な民主主義の発達に資するという、協会の使命を果たしていく。

事業運営にあたっては、適切な資源管理と最新テクノロジー活用等の業務改革を進め、コンテンツの質と量を確保する。命と暮らしを守る報道の深化に取り組みとともに、多様で質の高いコンテンツで公共的価値を創造する。国際発信は、質的充実を図るほか、リスク管理・ガバナンス強化に取り組み。全国ネットワークを活用して地域の課題や魅力を伝えるとともに、人にやさしい放送・サービスの提供の充実にも取り組み。

令和7年9月までのインターネット活用業務及び10月以降の任意的配信業務については、実施基準に示した費用の範囲の中でコンテンツを効果的に提供する。

協会の主たる財源である受信料の公平負担の徹底を図るため、時代に即した新たな営業アプローチを一層推進し、受信料収入を確保するとともに、副次収入・財務収入の増加など、財源の多様化を図る。

NHKグループ全体でガバナンスの強化を図り、アカウンタブルな経営を徹底するなど、視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に努める。

なお、インターネット活用業務及び任意的配信業務は、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画の通り実施する。

(1) 東京・渋谷の放送センターの建替えについて、第1期の放送設備整備を進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備及び地域放送会館の整備等を行う。

(2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、社会の基本的な情報の提供や民主主義の基盤である多角的な視点の確保への貢献といった、公共メディアの役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組みとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

<p>また、制作体制や管理体制等カバンスを強化するとともに、質的充実を進めることで、国際放送の使命を果たす。</p> <p>(4) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。また、放送と同じ情報内容や同じ価値を提供し、インターネット上においても、健全な民主主義の発達に資するという、公共的な役割を果たし、視聴者・国民の期待にこたえられるよう、より高い水準のサービスの提供を目指す。</p> <p>(5) 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。</p> <p>(6) 受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、新たな営業アプローチを推進し、受信料制度の理解促進を図ることで、受信料収入の確保に努める。</p> <p>(7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。</p> <p>(8) 情報空間全体の多元性確保への貢献のため、基幹となる二元体制維持に向けた放送ネットワーク効率化のための出資と、メディア産業全体の多元性確保に貢献するための出資を行う。</p> <p>(9) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。</p> <p>(10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。</p> <p>(11) 視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に向け、信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営マネジメントを進める。</p> <p>2 建設計画</p> <p>建設計画については、総額874億1,400万円をもって施行する。</p> <p>(1) 新放送・衛星放送施設整備計画</p> <p>衛星テレビジョン放送設備の更新等を行う。これらに要する経費は、2億700万円である。</p> <p>(2) テレビジョン放送網整備計画</p> <p>テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。これらに要する経費は、40億4,400万円である。</p>	<p>(3) ラジオ放送網整備計画</p> <p>外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行う。</p> <p>これらに要する経費は、17億5,600万円である。</p> <p>(4) 放送会館整備計画</p> <p>放送センターの建替えについては、第1期の放送設備整備を行うほか、建替えに合わせて、埼玉県川口市に大型スタジアムの建設工事及び放送設備整備を進める。地域放送会館については、高知サテーションの整備等を実施する。</p> <p>これらに要する経費は、490億9,500万円である。</p> <p>(5) 放送番組設備整備計画</p> <p>緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。これらに要する経費は、224億1,300万円である。</p> <p>(6) 研究施設・一般施設整備計画</p> <p>新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。</p> <p>これらに要する経費は、94億4,400万円である。</p> <p>(7) 建設管理</p> <p>建設計画の施行に共通して要する経費は、4億5,500万円である。</p> <p>3 事業運営計画</p> <p>(1) 国内放送</p> <p>ア 番組関係</p> <p>イ 地上テレビジョン放送</p> <p>総合テレビジョンは、公共メディアの基幹波として、暮らしの安全を支える信頼できる情報の担い手の役割を果たし、正確・迅速かつ公平・公正で社会の指針となるニュースや、文化・娯楽・スポーツ等の多彩な番組を編成する。また、様々な手法で社会的な課題の解決に取り組むなど、公共的価値を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。</p> <p>教育テレビジョンは、子供から大人までの学びを支援するチャンネルとして、幅広い世代に向けた教育、福祉、教養、趣味、実用等、多彩な番組を編成する。番組と配信コンテンツの連携により、視聴者のライフスタイルに寄り添い、多様な形で学びの機会を提供する。また、誰もが楽しめるユニバーサル放送・サービスをより充実させる。放送時間は、1日19時間を基本とする。</p>
--	---

(イ) 衛星テレビジョン放送

NHK BSは、多彩な驚きと感動に出会えるチャンネルとして、自然、紀行、歴史、ドラマ等個性あふれるエンターテインメント、多彩なスポーツ、世界の「いま」を迅速かつ多角的に伝える国際情報等、バラエティー豊かな番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

NHK BS プレミアム4Kは、本物感・臨場感あふれる映像文化の殿堂として、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ、生中継等、超高精細映像の特徴を生かした見ごたえのあるコンテンツを多彩に取りそろえる。また、協会が保有する貴重な映像資産を4Kリマスター技術でよみがえらせて、新たな価値を付加したアーカイブ番組として提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

BS8Kは、世界最先端の映像メディアチャンネルとして、新しい映像体験となるような多彩なチャンネルの番組を提供する。貴重な文化財や優れた芸術を最高水準の8K映像で記録し、放送以外の手段でも提供して、社会貢献の役割を果たす。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報をいち早く届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、様々な世代の聴取者に支持されるよう編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、多様な知的欲求にこたえる番組を編成する。語学番組の充実やインターネットとの効果的な連携により、利用しやすい形で学びの機会を提供する。放送時間は、1日17時間を基本とする。

FM放送は、音楽・芸能や文化・教養・教育まで幅広いジャンルで専門的な番組を編成する。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な編成を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースやきめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。地域向け放送時間は、総合テレビジョンで1日1時間45分、ラジオ第1放送で1日2時間15分、FM放送で1日40分を基本とする。

(オ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、NHK BSの各波で実施し、安全・安心情報を充実させるとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。

(カ) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,240億1,903万1千円、番組の編成企画等に220億3,116万6千円で、総額2,460億5,019万7千円である。

イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額783億6,089万4千円である。

以上により、国内放送費総額は、3,244億1,109万1千円となる。

(2) 国際放送

国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを通じて発信し、日本とアジアを中心に世界の情勢を幅広い人々へ伝える。

外国人向けテレビジョン国際放送では、分断が一層深刻化する国際社会で、平和を希求する日本の視座に立つて発信し、民主主義の発展に寄与する。終戦80年の節目に、蓄積してきた終戦関連番組やニュース、デジタル等で多角的に展開し、平和な世界の構築に貢献する。また、地震や津波、台風等を多く経験した日本ならではの知見を生かした防災関連情報を拡充するとともに、災害時には、訪日・在留外国人が必要とする情報を迅速に提供する。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。

このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

<p>ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域的特性に応じた多様な手段で伝える。また、訪日・在留外国人に向けてラジオ第2放送と連携し、最新情報を伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日74時間2分を基本とする。</p> <p>このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。</p> <p>これらに要する経費は、総額202億6,100万4千円となる。</p> <p>(3) 国内放送番組等配信 命と暮らしを守る正確な情報を届け、災害時・緊急時の命綱としての役割を果たすとともに、インターネットでも、ニュース速報や様々なジャンルのニュースを、確実に速やかに伝える。また、幅広い世代に向けた豊かで良質なコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。</p> <p>地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。</p> <p>ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聴き逃し番組配信サービスを行う。</p> <p>地上及びNHK BSSのハイブリッドキャストやNHK BS プレミアム4K及びBSS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。</p> <p>このほか、他の放送事業者が行う配信業務に協力するよう努める。</p> <p>これらに要する経費は、総額140億5,091万7千円となる。</p> <p>(4) 国際放送番組等配信 外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信を行う。</p> <p>日本の視点を伝えるニュースや、日本の文化の理解を促進するコンテンツ等、国際社会に広く視聴の機会を提供する。</p> <p>このほか、海外の配信事業者等への放送番組の提供を行う。</p> <p>これらに要する経費は、総額29億5,710万2千円となる。</p> <p>(5) 契約収納 新たな営業アプローチを推進し、デジタル・書面・対面等、様々な施策を改善しながら組み合わせるとともに、外部企業等との連携を強化し、受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制に努める。</p> <p>これらに要する経費は、総額462億6,181万8千円となる。</p> <p>(6) 受信対策 良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。</p> <p>これらに要する経費は、総額6億4,165万5千円となる。</p>	<p>(7) 広報 視聴者との結びつきを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様な効果的な広報活動を推進する。</p> <p>これらに要する経費は、総額66億6,931万5千円となる。</p> <p>(8) 調査研究 放送技術の研究については、AIを活用したコンテンツ制作支援技術、誤情報・偽情報への対策等メディアの信頼性向上に向けた技術、人にやさしい放送・サービスを実現するための技術等の研究開発を行う。</p> <p>放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する調査を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。</p> <p>これらに要する経費は、総額65億5,100万1千円となる。</p> <p>(9) 給与 給与については、要員数の減等により、総額1,112億3,684万8千円となる。</p> <p>(10) 退職手当及び福利厚生 退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額313億3,823万3千円となる。</p> <p>(11) 共通管理 共通管理については、業務改革の推進による減等により、総額188億4,294万7千円となる。</p> <p>(12) 有料インターネット活用業務 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。</p> <p>このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。</p> <p>これらに係る収入は59億8,294万2千円、支出は55億6,882万8千円である。</p> <p>(13) 受託業務等 受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。</p> <p>これらに係る収入は11億5,521万9千円、支出は9億6,226万8千円である。</p> <p>(14) 信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営の徹底 一人ひとりをプロフェッショナルとして尊重し、高い専門性に基づく現場力の強化に取り組む。ダイバーシティ確保も含め、多様な価値を生み出せる人材を育成する。</p> <p>アカウンタブルな経営の徹底のため、ルール順守を徹底する組織風土の定着や、経営委員会・監査委員会によるガバナンスの強化を進める。</p>
---	---

4 受信契約件数

(1) 地上契約

了 有料契約見込件数

区	分	令和7年度	令和6年度	増	減
年度初	頭契約件数	18,961,000	19,191,000	△	230,000
年度内	新規契約件数	730,000	710,000	△	20,000
年度内	内解契約件数	920,000	940,000	△	20,000
年度内	増加契約件数	190,000	230,000	△	40,000
年度末	未契約件数	18,771,000	18,961,000	△	190,000

了 受信料免除見込件数

区	分	令和7年度	令和6年度	増	減
年度初	頭免除件数	2,328,000	2,358,000	△	30,000
年度内	新規免除件数	347,000	343,000	△	4,000
年度内	内解免除件数	376,000	373,000	△	3,000
年度内	増加免除件数	29,000	30,000	△	1,000
年度末	未免除件数	2,299,000	2,328,000	△	29,000

(2) 衛星契約

了 有料契約見込件数

区	分	令和7年度	令和6年度	増	減
年度初	頭契約件数	21,708,000	21,867,000	△	159,000
年度内	新規契約件数	450,000	470,000	△	20,000
年度内	内解契約件数	630,000	629,000	△	1,000
年度内	増加契約件数	180,000	159,000	△	21,000
年度末	未契約件数	21,528,000	21,708,000	△	180,000

了 受信料免除見込件数

区	分	令和7年度	令和6年度	増	減
年度初	頭免除件数	743,000	744,000	△	1,000
年度内	新規免除件数	105,000	104,000	△	1,000
年度内	内解免除件数	106,000	105,000	△	1,000
年度内	増加免除件数	1,000	1,000	△	0
年度末	未免除件数	742,000	743,000	△	1,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区	分	令和7年度	令和6年度	増	減
年度初	頭契約件数	15,000	16,000	△	1,000
年度内	新規契約件数	0	0	△	0
年度内	内解契約件数	0	1,000	△	1,000
年度内	増加契約件数	0	1,000	△	1,000
年度末	未契約件数	15,000	15,000	△	0

(参考1)

有料契約見込総数

区	分	地上契約	衛星契約	特別契約	合計
年度初	頭契約件数	18,961,000	21,708,000	15,000	40,684,000
年度内	増加契約件数	△ 190,000	△ 180,000	0	△ 370,000
年度末	未契約件数	18,771,000	21,528,000	15,000	40,314,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	地上契約	衛星契約	合計
年度初	頭契約件数	205,000	155,000	360,000
年度内	増加契約件数	△ 1,000	1,000	0
年度末	未契約件数	204,000	156,000	360,000

(参考2)

支払方法別受信契約件数

区	分	地上契約	クレジットカード等継続支払	継続振込	その他	合計
年度初	頭契約件数	11,281,000	4,053,000	2,462,000	1,165,000	18,961,000
年度内	増加契約件数	△ 360,000	80,000	30,000	60,000	△ 190,000
年度末	未契約件数	10,921,000	4,133,000	2,492,000	1,225,000	18,771,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	91,000	30,000	40,000	44,000	205,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	0	1,000	△ 1,000
年度末契約件数	89,000	30,000	40,000	45,000	204,000

(2) 衛星契約

区分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	11,191,000	3,896,000	6,036,000	585,000	21,708,000
年度内増加契約件数	△ 330,000	40,000	80,000	30,000	△ 180,000
年度末契約件数	10,861,000	3,936,000	6,116,000	615,000	21,528,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	70,000	24,000	49,000	12,000	155,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	2,000	1,000	1,000
年度末契約件数	68,000	24,000	51,000	13,000	156,000

(3) 特別契約

区分	口座振替	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	9,000	6,000	0	15,000
年度内増加契約件数	0	0	0	0
年度末契約件数	9,000	6,000	0	15,000

5 要員計画

区分	要員数
事業運営関係係	9,899人
建設関係係	169
合計	10,068

要員数については、年度内150人の純減を見込んだものである。

令和7年度資金計画

1 資金計画の概要

令和7年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,035億9,433万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,139億8,154万3千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,800億1,709万1千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,764億4,568万4千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金24億1,154万7千円、国際放送関係など交付金収入37億3,555万8千円、有価証券の償還1,312億円、受取利息その他の入金898億154万9千円を見込む。

以上により、入金額は、総額8,035億9,433万8千円である。

3 出金の部

事業経費5,856億5,416万9千円、建設経費874億1,400万円、出資29億円、有価証券の購入700億円、納付消費税その他の出金880億1,337万4千円を合わせ、出金額は、総額8,139億8,154万3千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の詳細の四半期別見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	64,100,235	93,906,249	76,885,438	80,306,207	—
2 入金	264,380,946	162,538,985	211,211,936	165,462,471	803,594,338
受取利息	164,706,188	126,635,810	154,506,186	130,597,500	576,445,684
固定資産売却代金	409,199	533,218	814,149	654,981	2,411,547
交付金収入	4,661	125,961	1,802,556	1,802,380	3,735,558
有価証券償還	67,000,000	17,400,000	33,600,000	13,200,000	131,200,000
受取利息その他の入金	32,260,898	17,843,996	20,489,045	19,207,610	89,801,549
3 出金	234,574,932	179,559,796	207,791,167	192,055,648	813,981,543
事業経費	168,266,673	136,724,122	146,963,741	133,699,633	585,654,169
建設経費	27,471,978	11,124,202	20,947,955	27,869,865	87,414,000
有価証券購入	21,000,000	14,000,000	21,000,000	14,000,000	70,000,000
納付消費税その他の出金	17,836,281	17,711,472	15,979,471	16,486,150	68,013,374
4 期末資金有高	93,906,249	76,885,438	80,306,207	53,713,030	—

日本放送協会令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

令和7年2月

総務大臣

日本放送協会令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法(昭和25年法律第132号)で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、事業構造改革及び信頼される組織運営の実現を目指し、「NHK経営計画(2024—2028年度)<2025年1月修正>」(以下「中期経営計画」という。)に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。

協会の令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画については、令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金400億円の赤字等に対して還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できる。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組みとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。

令和6年能登半島地震やその後発生した大規模な自然災害等においては、災害時における放送の役割の重要性が再認識されたところであり、協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。

また、現在、プロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。

こうした状況にあつて、協会の在り方については、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組み等、事業構造改革に不断に取り組みることが求められる。中期経営計画に沿って、更なる改革を進めることを期待する。

1 国内放送の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。

○ 情報空間における偽・誤情報の流通・拡散によって、権利侵害や社会的混乱が発生する等、実空間に影響を及ぼす課題が発生するとともに、SNSの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、放送に対する国民・視聴者の認識に変化が見られる現状も踏まえ、健全な民主主義の発達に資するため、正確で信頼できる社会の基本的な情報を提供することが求められている。特に、報道に際しては、公共放送としての責務を更に果たしていくこと。

○ 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。

○ 少子高齢化や人口減少等の様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らし等、それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。

○ 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が令和5年10月に改定した普及目標や令和7年11月に東京2025デフリンピックが開催されることを踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送等の一層の充実に取り込むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者等向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。

○ 4K・8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

○ ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突等の国際情勢、偽・誤情報の影響等を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や表情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化に努めること。また、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。

<p>○ 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じて効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニューズ番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、信頼できる情報発信主体として我が国やアジアの視点で情報発信する取組の充実を図ること。</p> <p>○ 協会の国際放送にこのような役割が求められる中、令和6年8月に放送したラジオ国際放送の中国語ニュースの中で、協会の子会社が業務委託契約を結んでいた中国籍の外部スタッフが、尖閣諸島の帰属に関する発言等、ニューズ原稿にはない日本政府の公式見解とは異なる発言を行ったことにより、自らの番組基準に抵触する放送が行われた事実について、今後このような問題が再び発生することがないよう、公共放送としての社会的責任を深く認識し、協会において示された再発防止策を徹底するとともに、必要な見直しを行うこと。</p> <p>○ 海外への情報発信に当たっては、世界各地の二次や視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、衛星放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適切に組み合わせ、視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減の両立を図ること。また、外国人向け国際放送を円滑に実施するための協会の子会社である株式会社日本国際放送(JIB)については、広告料収入を含めて多様化を図るといふ創設趣旨を踏まえ、活用・強化を図ること。さらに、コンテンツ産業における競争力の確保等の観点から、国際放送において外部制作事業者との連携を進めること。</p> <p>○ 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこととし、安定的な運用の確保に向け、八俣送信所の送信設備の移行工事については、迅速かつ確実な対応に努めること。</p> <p>3 インターネットを通じた放送番組等の配信の適切な実施</p> <p>○ 放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号。以下「改正法」という。)により、令和7年10月から放送番組及び番組関連情報の配信の業務が必須業務化されることを踏まえ、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組等を国民・視聴者に提供する役割を果たすこと。また、任意的配信も含めた具体的なサービスのイメージ等を早急に示すなどの情報提供を行うとともに、国民・視聴者の誤解や混乱が生じることがないよう、改正法に基づき適切な表示や措置等を行うこと。</p> <p>○ 改正法により必須業務化される業務のうち、放送番組の配信については、改正法の施行後においても、著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者との間で、継続的な協議を行い、いわゆる「フタかぶせ」を可能な限り減らしていくように努めること。また、配信の実施のためなお準備又は検討を要するものについて、中長期的なスケジュールを策定し、テレビ等の受信設備を持たない国民・視聴者に対しても、その環境に適した形態で協会の放送番組等を継続的かつ安定的に提供するという必須業務化の趣旨を貫徹するように努めること。</p>	<p>○ 改正法により必須業務化される業務のうち、番組関連情報配信業務に係る業務規程の内容について、改正法に基づき学識経験者及び利害関係者から意見聴取を行ったところ、改正法の規定に適合していないとする意見は表明されなかった一方、実際の業務開始や今後の事業の運営等に向けて、番組関連情報配信業務の実施に関する意見や「公正な競争の確保」を維持するための取組に関する意見などが表明された。協会が番組関連情報配信業務を実施するに当たっては、このような意見を踏まえて、適時の情報開示、業務の内容に係る継続的な議論及び検討、開始後早期の実施状況に関する評価などを行いながら、「公正な競争の確保」に支障が生じないことを確保すること。</p> <p>○ 任意業務として行うインターネットを活用した放送番組の配信については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、改正法の施行後においても、実施基準に基づき適正な規模の下で節度をもって事業を運営するとともに、公共放送の業務としての適切性を確保すること。また、インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、改正法により必須業務化される業務においても、引き続き放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。</p> <p>○ 保有する放送番組等について、受信料を負担する国民・視聴者にとつての貴重な資産であること等を踏まえ、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じてその積極的な利活用を図ること。また、引き続き地方向け番組の配信の充実にも努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、インターネットを通じた災害情報の提供に努めること。</p> <p>4 経営改革の推進</p> <p>○ 令和7年度末に予定している音声波の整理・削減については、音声波の災害時における役割や聴取者への影響を考慮して実施するとともに、国民・聴取者への丁寧な説明を行うこと。</p> <p>○ 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・効率化、外部制作事業者の活用等について、取組を着実に進めたい。特に、令和5年度末に行われた衛星波の削減については、事業支出の削減等の経営上の効果や国民・視聴者への影響等の検証・明確化を行い、結果についての説明責任を果たすこと。また、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることにより、より競争性の高い調達を表現することや、情報公開等による透明性の向上についても一層の取組を進めること。さらに、協会内外においてコンテンツ制作に係る人材を確保するため適切な対価の設定等に努めるほか、基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、「NHK BSJ」及び「NHK BSプレミアム4K」で外部制作事業者の活用を努めるとともに、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に従って、特に価格交渉や面格転嫁について、積極的に協議・相談に応じる等、適正な製作取引の確保に努めるとともに、適正な製作環境の確保にも努めること。</p> <p>○ 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に還元されるよう努めるとともに、関連団体が実施している業務の適正性や保有する資産の効率性について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。</p>
--	---

○ ガバナンスの強化とコンテンツの徹底については、過去に発生した事案や社会情勢の変化を踏まえ、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体において実現すること。

○ 国民・視聴者に支えられている公共放送として、放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録等協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報の公開のほか、協会の諸活動についての一般の理解を深めるための情報の公開に関する施策を一層充実することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。

○ 映像伝送等の技術の研究開発を行い、その成果をスタートアップ等を含め広く社会に還元すること。また、偽・誤情報対策に係る技術の研究開発等に努めること。

○ 基幹放送局提供子会社を活用した中継局の共同利用に向けた取組を滞りなく進めること等により、民間放送事業者との放送の二元体制の健全な維持・発展に必要な協力を努めること。

○ 我が国放送コンテンツの認知度向上と国外への流通を促進するため、海外に配信するコンテンツの提供等においては、民間放送事業者と共同した事業を展開する等、先導的役割を果たすこと。

○ 過去の過労死事案を忘れることなく、協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」等に基づき、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら職員の健康確保の施策を推進し、再発防止を徹底すること。

○ 女性職員の採用及び役員(経営委員会委員を除く。)・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワーキングパランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

○ 国民・視聴者の受信料によって支えられる協会においては、その公平負担の確保が重要であり、特に、令和7年度は、新たに特定必要の配信の受信を開始した者にも受信料の負担を求めることになることを踏まえ、その重要性を改めて認識する必要がある。未契約者及び未払者対策について、協会は、デジタル・書面・電話等を用いた「新たな営業アプローチ」による効率的な契約・収納活動を進めるとしているもの、令和7年度の支払率は77%と前年度比で低下することが見込まれており、営業経費率は9.8%の見込みと近年上昇傾向にある。

契約・収納活動については、現状を客観的に見直し、効率化と公平負担の徹底の双方の観点から効果の検証を早急に行い、「新たな営業アプローチ」の運用方法を含め営業活動を随時見直し、支払率向上を通じて受信料の適正かつ公平な負担の徹底のため、民事手続及び割増金制度の適切な活用を含め、より一層の取組を進めること。

○ 受信料の削減等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信料の締結や受信料の支払に国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。

○ 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信料の削減等の業務の適正を確保するための体制や案内方法等について、不断に点検及び見直しを行うこと。

6 大規模災害からの復旧・復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

○ 令和6年能登半島地震やその後発生した大規模な自然災害等における経験も踏まえ、災害時には、放送が被災者をはじめとした国民・視聴者にとって特に重要な情報源となることに留意し、政府・地方公共団体等の関係機関や民間放送事業者等と連携しつつ、放送が途絶することのないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。また、令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたこと等を踏まえ、今後発生する可能性のある広域大規模災害を見据えた体制整備を引き続き行うこと。さらに、避難所等における受信設備設置等の視聴環境整備の支援や様々な伝送路による情報の提供等、被災者に対する情報伝達手段の確保に引き続き努めること。

○ 災害時には、特にSNS等による偽・誤情報の流通・拡散も想定されることから、放送等を通じて偽・誤情報への注意喚起を国民・視聴者に引き続き呼びかけること。

○ 災害からの復旧・復興の観点から、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、被災地の取組を支援すること。

○ 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。

○ サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。

7 放送センター建替え等

○ 放送センターの建替えについては、令和3年1月に公表された「NHK経営計画(2021—2023年度)」において、抜本的な見直しをする旨が示されたところであるが、その具体的な内容について現在まで明らかになっておらず、協会の経営に対して多大な影響を与えるものであることから、建替えの内容や工期等の見直しなどを早期に具体化することが必要である。その際、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、建設費の抑制に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に還元すること。

○ 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

令和7年7月18日 金曜日 発行

NHK経営計画(2024-2026年度) <2025年1月修正>

究極の使命は、「健全な民主主義の発達に資する」こと(放送法第1条) 今、日本の公共放送(メディア)NHKに何が求められているのか

公共放送(メディア)をとりまく環境が大きく変化しています。

自然災害の激甚化が進むなか、視聴者・国民のみなさまの命と暮らしを守る緊急報道の重要性はこれまで以上に増えています。また、デジタル化の加速は社会の利便性を高めた一方、フェイクニュースのまん延で社会の混乱を招くなど、負の側面が課題となっています。“正確で信頼できる情報”への期待は、一層高まっています。

世界では、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐって、政府から独立して公平公正な報道等を行い、「健全な民主主義の発達に資する」という公共放送の役割が再認識されています。

公共放送であるNHKも、情報空間の健全性を確保することで、平和で豊かに暮らせる社会を実現し、民主主義の発展に寄与することが求められています。

こうした経営環境のなかで、NHKは次の3か年において、2つの基軸をもとに公共放送の役割を果たしていきます。

ひとつは「情報空間の参照点」を提供することです。インターネット上で不確かな情報があふれるなか、視聴者・国民のみなさまにとっての“よりどころ”となる、正確で信頼できる社会の基本的な情報を提供したいと考えています。

もうひとつは「信頼できる多元性確保」に貢献することです。民主主義の基盤である多角的な視点を確保するために、情報空間において、伝統メディアが競い合いそれぞれの信頼性を高めることに寄与したいと考えています。

「情報空間の参照点」の提供

信頼できる基本的な情報を提供すること

「信頼できる多元性確保」への貢献

民主主義の基盤である多角的な視点

適切な資源管理とテクノロジーの力で、コンテンツの“質・量”を確保
世界的インフレ、厳しい財政状況のなかでも、1割値下げした受信料額を堅持

コンテンツ戦略 6つの柱

それぞれに目標を持って、視聴者・国民の「公共的価値」を実現

① デジタルと放送が連携して
災害時になくはない命綱に

② “フェイク”の時代だからこそ
顔の見える信頼のジャーナリズム

③ 民主主義の一翼を担い
平和で持続可能な世界の構築に貢献

④ 世界で輝く
良質な教育・幼児子どもコンテンツ

⑤ 未来を見つめ 人生を豊かにする
教養・エンターテインメント

⑥ 幅広いジャンルと地域情報で
多様性・多元性の実現

放送、デジタル、展開。すべてはコンテンツ起点で考える

～メディア(波)は削減し、コンテンツに集中(衛星、ラジオを整理) / 先端テクノロジーの活用でコンテンツ制作環境を高度化～

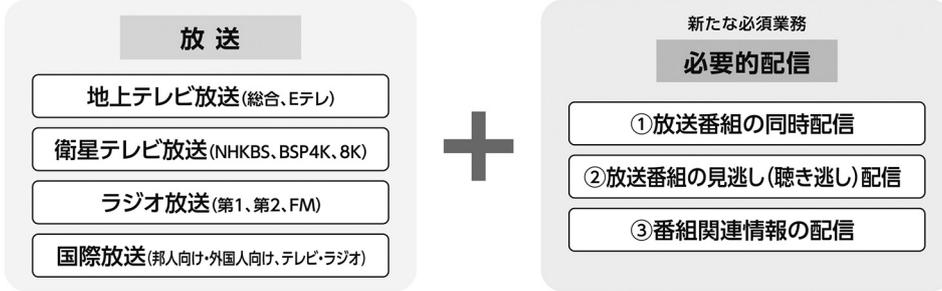
放送法の一部改正について (令和6年法律第36号 2024年5月24日公布)

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する。

衛星放送等の放送番組の配信の実施が「配信の実施のためなお準備又は検討を要するもの」として総務大臣に指定されることにより猶予されることを前提に策定しています

放送法改正後のインターネットサービスについて

NHKは、インターネット上においても、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、健全な民主主義の発達に資するという、公共的な役割を果たしていきます。必須業務化は、任意業務だったNHKのインターネットによるサービスが、放送と同じ情報内容や同じ価値を提供し、受信料を頂くという、これまでより高い位置づけになることと受け止めています。視聴者・国民のみならずの期待に応えられるよう、より高い水準のサービスの提供を目指してまいります。



必須業務化に伴い、NHKが果たしていくこと(基本的な考え方)

- ①放送経由でも、ネット経由でも、同等の、変わらない、同一の価値、同一の受益をもたらすこと
- ②ネット経由でのみ受信している場合にも、放送経由で受信している場合と同様の費用負担をお願いすること

緊急報道から大型国際コンテンツまで ~多様なコンテンツによる公共的価値の創造~

コンテンツ戦略 6つの柱

**① デジタルと放送が連携して
災害時になくはない命綱に**



自然災害の頻発・激甚化に対し、強みや特性を生かして「命と暮らしを守る」報道を深化

**② “フェイク”の時代だからこそ
顔の見える信頼のジャーナリズム**



フェイクニュース、フィルターバブル等の課題に世界の報道機関等と連携して対応

**③ 民主主義の一翼を担い
平和で持続可能な世界の構築に貢献**



情報空間の健全性を確保し、持続可能な社会を目指す

**④ 世界で輝く
良質な教育・幼児子どもコンテンツ**



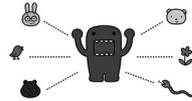
子どもから大人まで世代に合わせた学びに役立つ教育コンテンツを開発

**⑤ 未来を見つめ 人生を豊かにする
教養・エンターテインメント**



放送100年を迎えたメディアとしてアーカイブも活用して“人間の未来”を後押し

**⑥ 幅広いジャンルと地域情報で
多様性・多元性の実現**



これぞNHKという人気定時番組の開発

地域からグローバルまで ～民主主義の健全な発展に貢献～

地域

- 厳しい財政状況のなかでも、価値の源泉である、取材・制作の基盤的資源へ投資
- 災害対応、地域取材を基軸に、一律化することなく、それぞれの地域に合った形態でサービスを展開していく

(参考) 経年実施の「地域指標調査」から各地の地域問題に対する意識は、ここ数年で「風水害」「安全保障」「教育」などが相対的に上昇

⇒NHKの地域サービスへの期待は、災害対応と地域取材が核



国際

国際発信(フロー)

- 戦略的に強化してきたニュース・情報発信を、今日的な問題・関心のもと、再強化
 - 視聴環境の変化に合わせ、デジタルもフル活用
 - “質的充実”とともに、リスク管理の向上を図り、ガバナンスを強化
- ⇒分断、民主主義の危機が進むなか、国際発信を再強化し「日本の視座」を発信

国際展開(ストック)

- 各国で浸透するOTT[®]ほか、コンテンツの流通革命に合わせ、戦略的に制作・展開の可能性を探る →結果、副次収入増等にも貢献
 - 米国ハリウッド等との本格協業による社会派ドラマ
 - 黎明期の名作も含めた“NHKアニメ”の多面展開等
- ⇒世界各国で多様な消費をされるコンテンツ市場で、「日本の視座」を発信

※インターネットを通じて提供されるコンテンツ配信サービス

情報空間全体の多元性確保への貢献

基幹となる二元体制維持

(予算規模:600億円[®])～将来の受信料負担の軽減に貢献～

ネットワーク効率化に向けた取り組み

(共同利用型モデルの導入、持続可能な代替手段の検討等)

- 経済合理性を大前提に、民放と協調して、放送ネットワーク維持に積極的に対応していく



※[NHK経営計画(2021-2023年度)※2023年1月修正]において、当中期経営計画期間に支出するものとして算定し、経営委員会が議決したものと

メディア産業全体のために

(予算規模:100億円[®])～地域を含むメディア産業全体の多元性確保に貢献～

情報空間の健全性確保への貢献

(外部連携による取り組み)

- オリジネーター・プロファイル技術研究組合への参加
- Trusted News Initiativeへの参加 等

外部との協調・連携

- “共存共栄”のための外部制作比率の確保(衛星)
- 取引について、より透明化し、公正性の確保を推進(人権とビジネスの観点も含めて)
- 業界全体の底上げの取り組み 等

⇒視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出として、多元性確保のために確保した積立金は、2025年度以降の予算・事業計画で使途を明確にしてい

事業構造改革と新規領域創造を同時に進める経営改革

事業支出改革

- コンテンツの総量削減、設備投資の大幅削減等により、収支改善（事業支出削減の実現）
- コンテンツDXの推進、クラウド時代のワークフロー見直し等で実現
- メディアの整理・削減（衛星1波・音声1波を削減）
衛星波は2024年3月末に、音声波は2026年3月末に再編。R2で放送している教育番組（語学番組等）は原則FMで放送



受信料収入

- 公平負担の徹底を図るため、視聴者との接点（デジタル・書面・対面・外部団体等）を開発・拡大し、契約申し出・支払いの利便性やNHKへの理解を高める、時代に即した「新たな営業アプローチ」を推進
- ⇒ 支払率は現在の水準を維持する

副次収入等、受信料外収入の拡大検討

- コンテンツの流通革命に合わせ戦略的に制作・展開 → 海外展開等の効果としての副次収入増を図る
- 関連団体からの受取配当金増加

収支計画(事業収支)【修正後】(2027年度に収支均衡)

受信料額 ※沖縄県は異なる (消費税込額) (円)

区分	2024年度		2025年度		2026年度	
	増減	増減	増減	増減		
事業収入	6,021	△418	6,034	13	6,045	11
うち受信料	5,810	△429	5,800	△10	5,725	△75
事業支出	6,591	△128	6,434	△157	6,295	△139
事業収支差金	△570	△290	△400	170	△250	150
還元原資による補填	570	—	400	—	250	—

契約種別	月額	6か月前払	12か月前払
地上契約	1,100	6,309	12,276
衛星契約	1,950	11,186	21,765
特別契約	860	4,934	9,599

- 「新たな営業アプローチ」の推進による受信料収入の改善等を反映し、当初の収支計画にそれぞれ100億円ずつ加算して、価格転嫁やインフレ対応などにあてるとして、インフレ下であっても、「NHK経営計画(2021-2023年度)※2023年1月修正」の「約束」を果たし、収支均衡・値下げした受信料額を堅持
- 放送法改正(2025年10月施行)による影響も反映

- テレビを設置せずインターネット配信のみを利用する場合の受信契約は地上契約として取り扱う
- 既にテレビを設置して地上契約・衛星契約を結んでいるみなさまには、インターネットのサービスについて追加の負担を求めない

「信頼」がすべての源 視聴者・国民から「信頼」されるNHKの組織運営へ

「信頼」をつくり出す現場マネジメント ～現場力の強化～

経営マネジメント ～説明可能・アカウンタブルな経営の徹底～

- 経営の意思決定プロセスの明確化、透明性向上
- 内部統制強化の一環として、すべての稟議書の査閲など監査委員会の機能充実を図る
- 協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに「ガバナンス」の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体「ガバナンス協議会」を設置・運営
- 経営委員会がより幅広く意見を集め、多元性の確保など、ガバナンスに生かす取り組みを強化

※本計画<2025年1月修正>は、公表日現在で公布されている放送法等関係法令（一部未施行）に基づいたものです。改正された場合には必要に応じて見直します。また収支、支払率等は公表日現在の想定であり、経済状況の変化などによって見通しが変動する可能性があります。

放送法第71条の2第2項第1号・第3号・第5号に規定された事項について

本計画における、放送法第71条の2第2項第1号、第3号および第5号に規定された記載事項は、以下のとおりである。

第1号 中期経営計画の期間

2024年度から2026年度まで（2024年4月1日から2027年3月31日）の3か年とする。

第3号 協会が行う業務の種類及び内容

- (1) 国内放送として、テレビジョン放送（総合テレビジョン、教育テレビジョン、NHK BS、NHK BS プレミアム4K、BS8K）、中波放送（第1放送、第2放送）、短波放送（FM放送）を実施する。（2026年度は音声波を再編して中波・短波放送を実施する。）
 - (2) 国際放送として、邦人向け、外国人向けテレビジョン放送、ラジオ放送を実施する。
 - (3) 必要的配信として、放送番組の同時配信、放送番組の見逃し（聴き逃し）配信、番組関連情報の配信を実施する。
 - (4) 調査研究として、放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を行う。
- 上記のほか、放送法第20条第2項及び第3項の業務を実施する。

第5号 受信料の体系及び水準に関する事項その他受信料に関する事項

受信料体系及び水準について変更しないが、インターネット配信のみを利用する場合の受信契約は地上契約として取り扱う。

2025年9月までは2024年1月公表の「NHK経営計画(2024-2026年度)」記載のとおりとする(2025年10月以降は上記のとおりとする)

理由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第70条第2項の規定により総務大臣の意見を付すとともに、中期経営計画を添えて国会に提出し、その承認を受けなければならぬこととなっているからである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の令和七年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第七十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、令和七年度収支予算等については、「令和五年十月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金四百億円の赤字等に対して還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できる。」とした上で、「公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組みとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。」とされている。

二 本件の要旨

1 収支予算

一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収

令和七年三月二十一日 衆議院会議録第十号

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

入が前年度に比べ十三億円増加の六千三百四十四億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ百五十六億円減少の六千四百三十四億円となっており、事業収支における不足四百億円については、還元目的積立金の一部をもって補てんする。

2 事業計画

(一) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、社会の基本的な情報の提供や民主主義の基盤である多角的な視点の確保への貢献といった、公共メディアの役割を果たす。地域で暮らしの視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

(二) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び法人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組みとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

また、制作体制や管理体制等がパナソニックを強化するとともに、質的充実を進めることで、国際放送の使命を果たす。

(三) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第十五条に掲げられた目的を達成するために実施する。また、放送と同じ情報内容や同じ価値を提供し、インターネット上においても、健全な民主主義の発達に資するという、公共的な役割を果たし、視聴者・国民の期待にこたえられるよう、より高い水準のサービスの提供を目指す。

(四) 受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、新たな営業アプローチを推進し、受信料制度の理解促進を図ることで、受信料収入の確保に努める。

(五) 視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に向け、信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営マネジメントを進める。

3 資金計画

令和七年度の資金計画は、受信料等による入金総額八千三十五億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千三百三十九億円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の令和七年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
令和七年三月十九日
総務委員長 竹内 譲
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 協会は、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信するとともに、近年深刻化している「偽情報・誤情報の流通」を防止する取組等を通じて、健全な民主主義の発達に資するという放送の社会的使命を果たすこと。

二 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。

三 協会は、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保するとともに、中期経営計画で掲げた事業支出の削減が、サービスやコンテンツの質の低下を招かないよう、また、協会の職員や関連団体に過度な負担を生じさせないよう配慮すること。

四 協会は、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の継続的な醸成を通じて、支払率の改善に努めること。また、放送を受信する視聴者の減少を見据え、受信料の在り方を含め、協会の運営を持

続可能なものとするための基本的な考え方を早期に提示すること。

五 協会は、経営委員会及び理事会等における意思決定の内容やその過程を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、放送法その他の法令に基づく文書等を適切に作成・管理を行うとともに、原則として公表すること。

六 協会は、令和六年八月十九日のラジオ国際放送において、協会が自ら定めた番組基準に反する放送が行われた事実を踏まえ、協会が定めた再発防止策を着実に実施するなど、放送の適正性の確保に努めること。

七 協会は、経営改革の実行に当たっては、協会の職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮すること。なお、協会の職員の給与については、他の民間企業従業員の賃金や物価の上昇等を踏まえた適正な水準とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、関連団体の従業員の勤務条件の向上に配慮すること。

八 協会は、協会の不十分な労務管理により職員の尊い生命が失われた事実を厳粛に受け止め、今後も協会の業務に携わる者の命と健康を最優先し、適正な業務運営と労働環境の改善に不断に取り組みとともに、障害者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大について目標を設定し、その目標の達成に努めること。

九 協会は、インターネットを活用した業務の実施に当たっては、民間の事業に及ぼす影響に留意しつつ、引き続き正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信するとともに、国民・視聴者のニーズや動向を踏まえたコンテンツの提供に努めること。なお、番組関連情報の提供に当

たつては、番組関連情報が「偽情報・誤情報の流通」の防止に資するものとなるよう十分に留意すること。

十 協会は、音声波の削減については、ラジオ放送が災害時において情報提供手段として高い有用性があること、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手付けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を踏まえ、削減後の音声サービスを具体的にどのように改編し、提供してゆくのか、早期に国民・視聴者へ示すこと。

十一 協会は、放送センターの建設計画の技術的な見直しの具体的な内容を早急に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすこと。

十二 協会は、災害によって放送が途絶した事実を踏まえ、耐災害性の強化に資する取組を更に促進すること。

土地改良法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和七年二月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

土地改良法等の一部を改正する法律 (土地改良法の一部改正)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十七条の九」を「第五十七条の十六」に改める。

第一条第一項中「開発を」を「保全を」に、「農

業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び「農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進」に改め、「改善」の下に「及び農業生産活動の継続的な実施」を加える。

第三条第八項中「第八十七条の三第七項」及び「第十八項」の下に「第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第四条の二第三項中「土地改良長期計画は」の下に「良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るため、農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨として」を加え、「農業生産の選択的拡大」を削り、「及び農業総生産の増大を」、「農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進」に改め、「改善」の下に「及び農業生産活動の継続的な実施」を加える。

第十五条第二項中「第五十七条の四第一項の下に」、「第五十七条の九第一項及び第五十七条の十一第一項」を加える。

第十五条の二第二項中「含む」の下に「第十五条の五第二項、第四十二条及び第五十七条の十一第一項において同じ」を加え、「土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつて」を削り、「ものを団体その他の者に改める。」

第十五条の五の見出し中「土地改良事業」の下に「及び連携管理保全事業」を加え、同条第二項中「前項の情報の提供」を「第一項の情報の提供及び前項の措置」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、

その組合員又は組合員以外の者の第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全事業への参加の促進を図るため、当該連携管理保全事業に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八条中第十九項を第二十項とし、第六項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 土地改良区は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第二十三条第四項中「第七項から第十一項まで、第十三項、第十五項及び第十六項」を「第八項から第十二項まで、第十四項、第十六項及び第十七項」に改める。

第二十四条第一項中「の決議」の下に「第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画(同条第三項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。）」について、同条第一項の認可(第五十七条の十三において準用する第五十七条の十一第一項の変更の認可を含む。の申請をする旨の決議を含む。」を加える。

第二十八条第一項中「場所」を削り、同項ただし書中「よい」を「足りる」に改め、同条第二項中「場所」を削る。

第三十三条第二号中「第八十七条の二第四項」の下に「第八十八条第六項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画の同項の認可(第五十七条の十三において準用する第五十七条の十一第

一項の変更の認可を含む。第五十七条の十五において同じ。の申請

第三十三次に次の一号を加える。

五 第八十三條の二第三項の規定による権利義務の承継

第三十八條中「第四十二條第二項」を「第四十三條第二項」に改める。

第四十四條を削り、第四十三條を第四十四條とし、第四十二條を第四十三條とし、第四十一條の次に次の一條を加える。

(土地改良施設の更新に必要な資金の積立て)

第四十二條 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、定款で定めるところにより、その管理する土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案し、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更となる費用に充てるために資金を積み立てることができる。

第四十九條第一項中「第二條第二項第五号の」

を「次に掲げる」に、「その事業を」を「当該土地改良事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二條第二項第五号の土地改良事業(次号、第五十二條第一項及び第八十七條の五

第一項において「復旧事業」という。)

二 復旧事業とこれに附帯して施行すること

を相当とする土地改良施設の変更を内容とする第二條第二項第一号の土地改良事業

(当該復旧事業が、災害復旧に係るものである場合にあっては当該復旧事業に係る土地改良施設において再度災害を防止するた

めのものに限る、突発事故被害の復旧に係るものである場合にあっては当該復旧事業に係る土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するためのものに限る。)とを一体とした事業であつて、当該事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政

令で定める要件に適合するもの

第五十二條第一項中「第二條第二項第五号の事業」を「復旧事業」に改める。

第二章第一節第三款第一目中第五十七條の九を第五十七條の十六とし、第五十七條の八の次に次の七條を加える。

(情報通信環境整備事業の実施)

第五十七條の九 農業用排水施設の管理(委託を受けて行う管理を含む)を行う土地改良区は、当該管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用促進に資するため、当該土地改良区の地区又はその周辺の地域における情報通信技術の利用上必要な施設(土地改良施設を除く。)の新設、管理、廃止又は変更を内容とする事業(以下「情報通信環境整備事業」という。)を行おうとする場合に、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て情報通信環境整備事業の計画その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 情報通信環境整備事業については、第五十

七條の四第二項及び第三項並びに第五十七條の五から第五十七條の七までの規定を準用する。この場合において、同項中「第一項」とあり、及び第五十七條の五中「前条第一項」とあるのは「第五十七條の九第一項」と、第五十七條の六中「排水量」とあるのは「当該施設の利用状況」と読み替えるものとする。

(情報通信環境整備事業の計画の変更)

第五十七條の十 情報通信環境整備事業の計画の変更については、前条第一項及び第二項(第五十七條の四第二項及び第三項並びに第五十七條の五に係る部分に限る。)の規定を準用する。

(連携管理保全事業の実施)

第五十七條の十一 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、単独で又は共同して、農業用水の供給その他の当該土地改良施設の機能の発揮に資するため、農用地の利用上必要な当該土地改良施設以外の施設であつて当該土地改良施設と同一の水系に属するものその他の当該土地改良施設との間に地域の自然的社会的諸条件からみて相当の関連性があるもの(第一号及び第四項において「関連施設」という。)の管理者、関係市町村その他の関係者(第二号及び第五十七條の十四第一項において「関係者」という。)と連携して、当該土地改良施設の管理に関する活動及び次に掲げる取組を内容とする事業(以下「連携管理保全事業」という。)を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て連携管理保全事業の計画(以下「連携管

理保全計画」という。)その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 当該土地改良施設の管理に関する活動と一体として行う当該関連施設の保全のために行うしゆんせつ、点検、修繕その他の取組(次号において「一体保全取組」という。)

二 一体保全取組における土地改良区及び関係者の適切な役割分担を定め、これに基づく土地改良区の運営基盤の強化その他の一体保全取組を円滑に行うための取組

2 連携管理保全計画においては、農林水産省令で定めるところにより、当該連携管理保全事業につき、目的、区域、内容及び実施時期その他必要な事項を定めるものとする。

3 連携管理保全計画には、連携管理保全事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 第五十七條の九第一項の認可(前条において準用する同項の変更の認可を含む。第五十七條の十五第一項において同じ。)を要する情報通信環境整備事業に関する事項

二 第七十二條第二項の認可を要する土地改良区の合併に関する事項

4 第一項の規定により連携管理保全計画を定めるには、土地改良区は、あらかじめ、当該連携管理保全計画について、第五十七條の十四第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の意見を、当該協議会が組織されていない場合にあっては関連施設の管理者その他農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

(連携管理保全事業の認可)

第五十七条の十二 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを認可しなければならない。

- 一 申請に係る連携管理保全事業が、申請に係る土地改良区を行う土地改良事業の遂行を妨げるものであるとき。
 - 二 申請の手續又は連携管理保全計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分と違反しているとき。
 - 三 申請に係る連携管理保全事業の適確な遂行が困難であると認められるとき。
 - 四 当該連携管理保全計画に前条第三項第一号に掲げる事項が定められている場合において、当該事項に係る情報通信環境整備事業に関する内容が第五十七条の九第二項(第五十七条の十において準用する場合を含む。)において準用する第五十七条の五各号に掲げる場合に該当するとき。
 - 五 当該連携管理保全計画に前条第三項第二号に掲げる事項が定められている場合において、当該事項に係る合併の内容が第七十二条第五項において準用する第八条第四項各号に掲げる場合に該当するとき。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- (連携管理保全計画の変更)
- 第五十七条の十三 連携管理保全計画の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)については、前二条の規定を準用する。

(協議会)

第五十七条の十四 土地改良区は、連携管理保全計画の作成及び連携管理保全事業の実施に関し必要な事項について協議を行うため、当該土地改良区及び関係者により構成される協議会を組織することができる。

- 2 前項の協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (情報通信環境整備事業及び合併の認可の特例)
- 第五十七条の十五 第五十七条の十一第三項第一号に掲げる事項が定められた連携管理保全計画について同条第一項の認可があつたときは、当該認可を受けた土地改良区が当該認可に係る連携管理保全計画に従つて行う情報通信環境整備事業について、第五十七条の九第一項の認可があつたものとみなす。
- 2 第五十七条の十一第三項第二号に掲げる事項が定められた連携管理保全計画について同条第一項の認可があつたときは、当該認可を受けた土地改良区が当該認可に係る連携管理保全計画に従つて行う合併について、第七十二条第二項の認可があつたものとみなす。
- 第六十八条第四項中「第十八条第十七項から第十九項まで」を「第十八条第十八項から第二十六項まで」に改める。
- 第六十九条の見出しを「(財産処分の方法等)」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 残余財産は、土地改良事業を行う者その他土地改良事業と類似の公共性を有する事業を行う法人(農林水産省令で定めるものに限

る。)に帰属させなければならない。

- 第七十一条の六の次に次の一条を加える。
(解散命令によつて解散した場合の清算に関する規定の適用)
- 第七十一条の七 土地改良区が第三百三十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による解散命令によつて解散した場合における清算に関する規定の適用については、第六十九条第一項及び第七十一条中「これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければ」とあるのは、「都道府県知事の認可を受けなければ」とする。
- 第八十三条の次に次の一条を加える。
(所属土地改良区の合併に伴う解散等)
- 第八十三条の二 土地改良区連合は、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかにその所属土地改良区がなくなつた場合には、次条において準用する第六十七条第一項各号に掲げる事由によるほか、当該一の土地改良区が第三項の認可を受けて当該土地改良区連合の権利義務(当該土地改良区連合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。)を承継することによつて解散する。
- 2 土地改良区連合は、前項の規定により解散する場合には、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 3 第一項の一の土地改良区は、同項に規定する場合において、その所属する土地改良区連合の権利義務を承継しようとするときは、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

なければならない。

- 4 都道府県知事は、前二項の認可をしたときは、遅滞なく、第二項の土地改良区連合については解散する旨、前項の一の土地改良区については定款の変更の内容及び当該土地改良区連合の権利義務を承継する旨を公告しなければならない。
- 5 第一項の規定による土地改良区連合の解散及び第三項の規定による一の土地改良区による当該土地改良区連合の権利義務の承継は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(当該一の土地改良区の組合員等を除く。)に対抗することができない。
- 6 第一項の規定による解散については、次条において準用する第六十八条第一項の規定は、適用しない。
- 第八十五条第八項中「関係都道府県知事を經由して」を削る。
- 第八十五条の二第十項中「の定める」を「定める」に改め、「関係都道府県知事を經由して、(第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、直接)」を削り、「関係都道府県知事に」を「関係都道府県知事に」に改める。
- 第八十五条の三第五項及び第十一項並びに第八十五条の四第四項中「の定める」を「で定める」に改め、「関係都道府県知事を經由して」を削る。
- 第八十七条の二第一項に次の一号を加える。
- 三 土地改良施設(農業用水の供給その他のその機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な

影響を及ぼすおそれがあると認められる基
幹的なものに限る。)の更新のために行う当
該土地改良施設の変更を内容とする第二
第二項第一号に掲げる事業

第八十七条の二第三項中「同項第二号」の下に
「又は第三号」を加え、「の定める」を「で定める」
に改め、同条第四項中「同項第二号」の下に「又
は第三号」を加え、同条第六項中「同項第二号」
及び「第一項第二号」の下に「又は第三号」を加
え、同条第十項中「第一項第二号」の下に「及び
第三号」を加える。

第八十七条の三第一項第一号中「同じ。」の下
に「又は所有権(以下「農地中間管理権等」とい
う。)を加え、同項第三号中「事業施行地域内農
用地」を「農地中間管理機構が事業施行地域内農
用地について農地中間管理権を有する場合にあ
つては、当該事業施行地域内農用地」に改め、
同条第三項及び第四項中「農地中間管理権」を
「農地中間管理権等」に改める。

第八十七条の四第一項中「結果、」を「結果を踏
まえて農業用排水施設の」に、「図るため急速
に農業用排水施設の変更を内容とする第二
第二項第一号の土地改良事業(当該変更に係る
農業用排水施設の有している本来の機能の維
持を図る)」を「図るために、又は農業用排水施
設が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街
化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件
の変化等起因して脆弱化したことにより決壊
その他の事故による被害が生ずるおそれがある
ために、急速に次の各号に掲げる土地改良事業
(当該土地改良事業により、当該各号に定める

農業用排水施設が有している本来の機能を維
持し、又は代替する」に、「当該事業」を「当該土
地改良事業」に、「緊急防災工事計画」を「緊急防
災等工事計画」に、「その事業」を「当該土地改良
事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業用排水施設の変更を内容とする第
二条第二項第一号の土地改良事業 当該変
更に係る農業用排水施設

二 既存の農業用排水施設に代わるこれと
同様の機能を有する農業用排水施設(次
項において「代替農業用排水施設」とい
う。)の新設(当該新設に附帯して行う当該
既存の農業用排水施設の変更又は廃止を
含む。)を内容とする第二項第一号の
土地改良事業 当該既存の農業用排水施
設

第八十七条の四第二項中「緊急防災工事計画」
を「緊急防災等工事計画」に改め、「変更後の農
業用排水施設」の下に「又は代替農業用排水
施設」を加える。

第八十七条の五第一項中「第二条第二項第五
号の」を「次に掲げる」に、「その事業」を「当該土
地改良事業」に改め、同項に次の各号を加え
る。

- 一 復旧事業
- 二 復旧事業とこれに附帯して施行すること
を相当とする土地改良施設の変更を内容と
する第二項第二項第一号の土地改良事業
(当該復旧事業が、災害復旧に係るもので
ある場合にあっては当該復旧事業に係る土
地改良施設において再度災害を防止するた

めのものに限り、突発事故被害の復旧に係
るものである場合にあっては当該復旧事業
に係る土地改良施設において当該突発事故
被害と類似の被害を防止するためのものに
限る。)とを一体とした事業であつて、当該
事業に係る土地改良施設の有している本来
の機能の維持を図ることを目的とし、か
つ、当該事業の施行に係る地域内にある土
地について第三条に規定する資格を有する
者の権利又は利益を侵害するおそれがない
ことが明らかなるものとして政令で定める要
件に適合するもの

第八十八条の見出しを削り、同条の前に見出
しとして「計画の変更等」を付し、同条第一項
中「除く。」につき、「土地改良事業」を「除く。次
条において同じ。」につき、「土地改良事業」に、
「を變更し」を「變更(土地改良事業の施行に係
る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計
画による土地改良事業の施行に係る地域内にあ
る土地のうち第一号に規定する非受益申出者に
係るものを合計した面積の、当該地域内にある
土地の地積に対する割合が農林水産省令で定め
る割合に満たないものを除く。)をし」に、「の定
める」を「で定める」に改め、同項第一号中「者」
の下に「(当該土地について、当該変更前の土地
改良事業計画に係る土地改良事業により利益を
受けたいことが明らかになつた旨の申出をした
者(以下「非受益申出者」という。)を除く。)」を加
え、同項第二号中「者」の下に「(当該土地につい
ての当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申
出者を除く。)」を加え、同条第八項中「並びに第

第八十七条の二第八項を並びに第八十七条の二
第四項、第五項、第八項」に改め、「第四十八
第四項中」の下に「組合員」とあるのは「同条に
規定する資格を有する者(当該土地についての
当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八
条第一項第一号に規定する非受益申出者を除
く。)」と、「を加え、」第八十七条の二第八項中」
を「第八十七条の二第四項中「第一項」とあるの
は「第八十八条第一項」と、同項第二号又は第
三号の事業のうち施設更新事業とあるのは「施
設更新事業」と、「限る。」に係る土地改良事業の
計画を定めようとする場合」とあるのは「限る。
以下この項において同じ。」に係る土地改良事業
の計画を変更しようとする場合であつて、その
変更後の土地改良事業の計画が施設更新事業の
施行を内容とするものであるとき」と、同条第
八項中」に改め、同条第十五項第一号中「農地中
間管理権」を「農地中間管理権等」に改め、同項
第二号中「当該土地改良事業計画」を「農地中間
管理機構が前号に規定する農用地について農地
中間管理権を有する場合にあつては、当該土地
改良事業計画」に、「前号の」を「当該」に改め、
同条第十八項中「農地中間管理権」を「農地中間
管理権等」に改め、同条第十九項中「緊急防災工
事計画」を「緊急防災等工事計画」に改め、「変更
後の農業用排水施設の下に」又は代替農業用
排水施設」を加え、同条の次に次の一条を加
える。

第八十八条の二 完了前の国営土地改良事業又
は都道府県営土地改良事業について、市街化
の進展その他の自然的経済的社会的諸条件の
変化により、これらの土地改良事業の工事が

令和七年三月二十一日 衆議院会議録第十号 土地改良法等の一部を改正する法律案及び同報告書

完了してもその土地改良事業の施行に係る土地の大部分が当該土地改良事業の計画において予定した利益を受ける見込みがなくなつたと認められる場合において、当該土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件の事故によりその周辺の地域に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第一項第二号の規定によらず、同号に掲げる同意を得ることなく、当該国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業につき、同項に規定する土地改良事業の廃止をすることができる。

第九十一条の二第六項第一号イ中「第八十七条の三第一項」の下に「第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

第九十二条の二中「係る土地」の下に「農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。」を、「第八十七条の三第一項」の下に「(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)を加える。

第九十五条の二第二項中「を変更し」を「の変更(土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良

事業の施行に係る地域内にある土地のうち非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。)を「し」に改め、「全ての者」の下に「当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画又は当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。」を加え、同条第三項中「とあり、及び」組合員の三分の二以上の同意」を削り、「者の同意」との下に、「組合員の三分の二以上」とあるのは「当該権利を有する全ての者(当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。)」を加える。

第九十六条の三第二項中「を変更し」を「の変更(土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。)を「し」に、「の定める」を「で定める」に改め、「者」の下に「当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画又は当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。」を加え、同条第五項中「第四十八条第四項」の下に「組合員」とあるのは「同条に規定する資格を有する者(当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。)」を加える。

第九十六条の四第一項中第六十五条までの下に、「第八十七条の三」を加え、「第八十八条

第十九項及び第二十項を「第八十八条第十五項から第二十項まで」に改め、「及び第七項」の下に「第九十一条第一項ただし書を加え、同項後段を次のように改める。

第三十六条第一項及び第三十六条の三第一項	第三十六条第一項	定款	その地区内にある土地につき、その組合員に対して	この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第三十六条第二項	第三十六条第二項	定款	その地区内にある土地につき、その組合員に対して	この場合において、第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない
第三十六条第五項	第三十六条第五項	組合員又は准組合員	第一項若しくは第二項	第一項に規定する者
第三十六条の三第一項	第三十六条の三第一項	組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを	組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを	土地改良事業(第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。)の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を
第五十二条第六項	第五十二条第六項	当該組合員	当該組合員	その者
第五十二条第七項	第五十二条第七項	当該土地改良区の理事	当該土地改良区の理事	当該市町村の長
第五十二条の三第二項	第五十二条の三第二項	「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」	「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」	

法第八十七条の三第一項第一号)に、「同法第八十八条第十五項」を「第八十八条第十五項」に改め、「第八十七条の三第一項第一号中」の下に「又は」とあるのは「若しくは」とを、「同項第三号中」の下に「を有する」とあるのは「を有し、又は農業経営等の委託を受けている」とを、「同項第二号中」の下に「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」とを、「同号の」を「前号の」に改め、「第九十二条の二中」の下に「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」とを、「同条第二項中」第八十八条第十六項の下に「これらの規定を同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を、「第八十七条の三第四項」の下に「同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を加える。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第三条 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項第三号ホ中「第八十七条の三第一項」の下に「同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。次号ハにおいて同じ。」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(残余財産の帰属に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の土地改良法(以下「新法」という。)第六十九条第二項(新法第八十四条及び第百十一条の二十八において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた事由により土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会が解散した場合について適用する。

(解散命令によつて解散した場合の清算に関する規定の適用に關する経過措置)

第三条 新法第七十一条の七(新法第八十四条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に土地改良区及び土地改良区連合が新法第百三十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)(新法第八十四条において準用する場合を含む。)の規定による解散命令によつて解散した場合について適用する。

(土地改良事業計画の変更等に関する経過措置)

第四条 施行日前にした第一条の規定による改正前の土地改良法第八十八条第一項、第九十五条の二第二項又は第九十六条の三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の手続については、なお従前の例による。

(新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業に関する経過措置)

第五条 新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事

業の推進に関する法律(次項において「農地中間管理事業法」という。)第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地(新法第二条第一項に規定する農用地(新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により当該農用地への地目変換を予定する当該農用地以外の土地がある場合にあっては、その土地を含む。)をいう。次項において同じ。)について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、農地中間管理事業法第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、施行日前に取得した同条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地に關し、新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて、農林水産省令で定めるところにより、施行日以後に当該農用地の所有者及びその貸付けの相手方の同意を得た場合には、当該農用地については、新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定を適用する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 土地改良法(昭和二十四年法律第百

九十五号)の項中「第八十五条第八項、第八十五条の第十項、第八十五条の三第五項及び第十一項並びに第八十五条の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(国営土地改良事業に係るものに限る。)」並びに「を削る。」

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第八十七条の三第七項」の下に「第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を加え、「第十三項、第十八項及び第十九項(を「及び第十三項、同条第十八項及び第十九項(これらの規定を)」に改める。

理 由

農村人口及び農業者の減少が進む中、土地改良施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応して、土地改良施設の保全等を図るため、申請によらない国等による基幹的な農業用排水施設の更新事業の創設、土地改良区が地域の関係者と連携して行う土地改良施設及び末端施設の保全に係る制度の創設、農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地に係る土地改良事業の実施主体の拡充等、急激な土地改良事業への再度災害及び老朽化による事故を防止するための事業の追加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農業水利施設の老朽化の進行、気象災害のリスクの増大、農村人口の減少等に的確に対応し、農業生産の基盤の保全及び担い手の二一ズに対応した基盤整備に関する措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的規定等の見直し

土地改良法の目的規定について、食料・農業・農村基本法の内容に即して農業生産の基盤の整備及び保全を図ることを明確化する等の見直しをするとともに、土地改良長期計画に係る規定についても同様の見直しをするものとする。

2 基幹的な農業水利施設の計画的な更新に係る事業の創設

基幹的な農業水利施設の更新については、農業者からの申請によらず、国又は都道府県の発意による事業を実施できるよう措置するものとする。

3 土地改良区が地域の関係者と連携して行う農業水利施設の保全に係る制度の創設

土地改良区が施設の保全に係る計画を作成できることとし、この計画において、土地改良区と市町村等の関係者の役割分担等を定め、施設の保全に向けた体制を構築できるように措置するものとする。

4 急施の事業の拡充

老朽化等により損壊が生ずるおそれのある

農業水利施設の補強等の事業、再度災害を防止するための改良復旧の事業等について、原則として農業者の費用負担や同意を求めずに事業を迅速に行う制度に追加するものとする。

5 農地中間管理機構関連事業の拡充

事業実施主体に市町村を追加することも、農地中間管理機構が所有権を有する農用地を対象に追加するものとする。

6 情報通信環境整備事業の創設

地域におけるスマート農業の導入の推進及び農業水利施設の管理の効率化を図るため、土地改良区が都道府県知事の認可を受けて情報通信環境を整備する事業を実施できるよう措置するものとする。

7 その他

土地改良区の体制及び運営に関する措置を講ずるとともに、土地改良事業の適正な実施に関する措置を講ずるものとする。

8 施行期日

この法律は、令和七年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、農業水利施設の老朽化の進行、気象災害のリスクの増大、農村人口の減少等に対応して、農業生産の基盤の保全を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、令和七年度一般会計予算に農業農村整備事業費千九百九十億八千九百五十一万円等の内数として計上されているほか、令和七年度財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)に二十億円が計上されている。右報告する。

令和七年三月十八日

農林水産委員長 御法川信英

衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

土地改良法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水等の確保と有効な活用を通じて、農業生産の増大、農業生産活動の継続的な実施、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 農業水利施設の老朽化が急速に進展する中において、施設に重大な事故が生じ、営農等に支障が生じることがないよう、基幹的な農業水利施設の計画的な更新を着実に進めること。また、国・都道府県の発意による農業水利施設の更新の実施に際しては、更新の必要性について、農業者を始め地域の関係者に対し、事前に

十分な説明を行うなど、丁寧な運用に努めること。

二 連携管理保全事業の創設に当たっては、関連施設の管理者、関係市町村とともに、農地中間管理機構、農業委員会などの連携管理保全事業に係る地域の地域計画に関わる者を含めて連携を図ることを基本として連携管理保全計画が作成されるよう、制度の趣旨、運用の在り方等についてきめ細かな指導・助言等の必要な支援措置を行うこと。また、事業推進のための予算措置を継続的に確保するとともに、連携管理保全事業に取り組む土地改良区等に対し、都道府県土地改良事業団体連合会等が地域の実情に応じた適切な伴走支援を行える体制を整えるよう努めること。

三 農業者の申請・同意・費用負担を求めずに実施する急施の防災事業及び急施の復旧事業の実施に際しては、国・都道府県において、老朽化の状況や長寿命化に向けた取組を的確に把握した上で、農業水利施設の損壊の危険度等を踏まえ、事業要件の透明性を確保し、適切に判断するとともに、複合災害等に対する柔軟な運用を図ること。また、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう配慮するとともに、現行の急施の事業の進捗に支障が出ないよう、適切な運用を図ること。

四 農地中間管理機構関連事業の拡充により、都道府県及び市町村が当該事業を実施するに当たっては、各市町村において策定された地域計

画の実現に向けた取組と連動し、適切に整備された農用地が、地域計画に位置付けられた担い手等に対し、確実かつ円滑に貸付け等がなされるよう指導・助言等の支援を行うこと。

五 土地改良区がスマート農業等に対応した情報通信環境を整備できる附帯事業の拡充に当たっては、特に当該事業に係る農業者等の施設利用者の経費負担について納得が得られた上で実施されるよう配慮すること。また、情報通信環境整備事業と併せて、スマート農業技術が効果的に活用されるよう、土地改良区等の関係者の人材育成等の支援を行うこと。

六 施設管理准組合員の資格要件の見直しについては、連携管理保全計画や地域計画など地域の実情を踏まえた取組に理解のある者が施設管理准組合員となるよう、資格要件や判断基準の考え方を示すなど適切な運用を図ること。

七 理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する規定については、地域や土地改良区の実情に即した配慮を求めらるものであること、土地改良区の理事として適正な者が選任されること等が引き続き重要であること等を丁寧に周知すること。

八 土地改良施設の更新に必要な資金の積立の仕組みについては、平成三十年改正で導入された複式簿記会計の円滑な実施と併せて、これらの仕組みや制度の趣旨及び必要性についての理解が醸成されるよう、研修や説明会の実施等必要な支援を行うこと。

九 休眠土地改良区の解散の手続を見直し、総会の承認を都道府県知事の認可に代えることについては、土地改良施設の管理は土地改良区が行うことが原則であり、休眠土地改良区の休眠状態を解消するための施策が優先されることを基本として、休眠土地改良区の解散が機械的に行われることのないよう、慎重な運用を図ること。

十 本法に基づく広範な改正内容について、土地改良区、農業者、地方公共団体等の幅広い関係者に対し具体例とともに説明するなど、丁寧な周知に努めること。また、改訂事項の運用に当たっては、地域の農業者が安心して営農を継続できること、地域計画を始めとした地域の実情を踏まえたものとなること、地域の営農活動や集落活動に支障を及ぼすものとならないこと、土地改良区や地方公共団体等の過度な負担とならないこと等に十分配慮すること。

十一 農業生産基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置、土地改良区等の体制及び運営に関する措置等が的確に講じられるよう、土地改良制度の在り方について不断の見直しを行うとともに、適宜、連携管理保全事業を始めとした本法による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは当該規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。
右決議する。

棚田地域振興法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

令和七年三月十八日
提出者
農林水産委員長 御法川信英

棚田地域振興法の一部を改正する法律

棚田地域振興法(令和元年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「機能」の下に「第十六条の四において「棚田地域の有する多面的機能」という。」を加え、「棚田地域における定住等」棚田地域における定住及び他の地域の住民がその住所のほか棚田地域に居所を有することをいうを「棚田地域への移住、棚田地域における定住及び棚田地域における特定居住(他の地域に住所を有する者が定期的な滞在のため棚田地域内に居所を定める特定居住(広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう)をいう。第十六条の二及び第十六条の三において同じ」に改める。

法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該指定棚田地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。
第十五条の見出し中「公表」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。
2 国及び地方公共団体は、指定棚田地域の振興に資する事業を活用した棚田地域振興活動を促進するため、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の棚田地域振興活動に参加する者に対し、当該事業に関する情報の提供に努めるものとする。
第十五条の次に次の二条を加える。
(農業の振興を図るための生産基盤の強化等)
第十五条の二 国及び地方公共団体は、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るため、生産基盤の強化(災害復旧及び災害からの復興に係るものを含む)、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進、先端的な技術の導入並びに観光業その他の産業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。
(鳥獣被害の防止等)
第十五条の三 国及び地方公共団体は、棚田地域における生活環境の保全、農業の振興等を図るため、鳥獣の捕獲、防護柵の設置等による鳥獣による被害の防止並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保について適切な配慮をするものとする。
第十六条中「地方公共団体は、」の下に「前条に定めるもののほか、棚田地域の農業の振興に寄与す

第六条第三項中「過疎地域持続的発展計画」の下に「特定居住促進計画」を加え、同条第五項中「第八条第一項において」を「以下」に改める。
第十三条の次に次の一条を加える。
(農地法等による処分)
第十三条の二 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、指定棚田地域内の土地を認定棚田地域振興活動計画に定める用途に供するため農地

棚田地域振興法の一部を改正する法律案

令和七年三月二十一日 衆議院会議録第十号

山村振興法の一部を改正する法律案 山村振興法の一部を改正する法律案

る人材その他の」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(生活環境等の整備)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、棚田地域への移住、棚田地域における定住及び棚田地域における特定居住並びに棚田地域における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備(空家の活用によるものを含む)、棚田地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実に資して適切な配慮をするものとする。

第十六条の三 国及び地方公共団体は、棚田地域への移住及び棚田地域における特定居住の促進を図るため、棚田地域への移住又は棚田地域における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の棚田地域への移住又は棚田地域における特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

(都市等と棚田地域の交流の促進等)

第十六条の四 国及び地方公共団体は、棚田地域における農業、棚田地域の有する多面的機能等を含め棚田地域に対する国民の理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため余暇を利用した棚田地域への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と棚田地域との間の交流の促進等について適切な配慮をするものとする。

(棚田地域との関わりを持つ者の間における連携及び協力の確保)

第十六条の五 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ棚田地域の持続的な発展を図られるよう、年齢、性別等にかかわらず、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人、特定地域づくり事業協同組合(地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう)、学校、事業者その他の棚田地域との関わりを持つ者の間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

棚田地域振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を令和十二年三月三十一日まで延長するとともに、国及び地方公共団体の指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報提供の努力義務に係る規定、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るための生産基盤の強化等について配慮する規定等を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

山村振興法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和七年三月十八日

提出者

農林水産委員長 御法川信英

山村振興法の一部を改正する法律案

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に、「農林水産物の供給を、「涵養」の下に「生物の多様性の確保その他の」を、「自然環境の保全の下に」、「地球温暖化の防止」を、「目標」の下に「及び国等の責務」を加え、「自立的発展」を「自立的かつ持続的な発展」に改め、「山村における」の下に「地域の特性を生かした産業の成長発展等による」を加え、「地域間の交流の促進等による」を削り、「の促進を含めた山村における定住の促進及び」を、「山村における定住等及び地域間交流の促進並びに」に改める。

第二条の二第一項中「有する」の下に「農林水産物の供給」を、「涵養」の下に「生物の多様性の確保その他の」を、「自然環境の保全」の下に「地球温暖化の防止」を、「機能」の下に「(以下「山村の有する多面的機能」という。)」を、「できる」の下に「山村における農林水産業の生産活動及び農業者その他の地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るとともに」を加え、同条第二項中「振興は」の下に「山村における持続可能な地域社会の維持及び形成がなされるよう」を加え、「及び地域間交流の促進等による」を「並びに」に、「移住の促進を含めた山村に

おける定住」を「移住並びに山村における定住及び特定居住(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう。以下同じ)並びに地域間交流」に改める。

第三条中「次条及び第五条において」を「次条第一項及び第五条第一項において単に」に改め、同条第一号中「交通施設、通信施設等の整備」を「交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保」に、「交通通信連絡を確保するとともに、山村地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進する」を「交通の機能を確保し及び向上させる」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一 二 通信施設の整備等を図ることに資する。 山村におけるデジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定する「デジタル社会」をいう。以下同じ)の形成を促進すること。

第三条第二号中「農用地の造成」を削り、同条第三号中「農業経営」を「農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営」に改め、「山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を削り、同条第四号中「整備等」を「整備、防災体制の強化等」に改め、同条第五号中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス」を、「高齢者」の下に「及び児童」を、「増進」の下に「子育て環境の確保」を加え、「福祉を向上させる」を「生活の安定と福祉の向上を図る」に改め、同条に次の一号を加える。

六 山村への移住並びに山村における定住及び

<p>特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることに より、多様な人材を確保し及び育成すること。 と。 第四条の見出しを「国の責務」に改め、同条中「基本理念にのっとり、前条の目標を達成するため」を削り、「財政金融上」を「財政上、金融上及び税制上」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 国は、基本理念にのっとり、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。 第五条の見出しを「地方公共団体の責務」に改め、同条に次の一項を加える。 2 都道府県は、山村の振興のため、市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する必要な情報の提供その他の援助を行うように努めなければならない。 第七条の二第二項第二号中「交通通信体系」を「交通体系」に改め、「山村における情報化及び地域間交流の促進のための施策」を削り、同号の次に次の一号を加える。 二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する基本的な事項 第七条の二第二項第三号中「農業経営」を「農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営」に改め、「山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を削り、同号の次に次の一号を加える。 三の二 防災体制の強化のための施策に関する基本的な事項</p>	<p>第七条の二第二項第四号中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス」を、「高齢者」の下に「及び児童」を、「増進」の下に「子育て環境の確保」を加え、同項第五号中「の整備、農用地の造成」を削り、同項に次の一号を加える。 六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する基本的な事項 第七条の二第三項中「関する計画」の下に「並びに災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第八号に掲げる防災基本計画、強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)第十条第一項に規定する国土強靱化基本計画及び水循環基本法(平成二十六年法律第十六号)第十三条第一項に規定する水循環基本計画」を加える。 第八条第二項第二号中「交通通信体系」を「交通体系」に改め、「地域における情報化及び地域間交流の促進のための施策」を削り、同号の次に次の一号を加える。 二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する事項 第八条第二項第三号中「農業経営」を「農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営」に改め、「山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を削り、同号の次に次の一号を加える。 三の二 防災体制の強化のための施策に関する事項</p>	<p>第八条第二項第四号中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス」を、「高齢者」の下に「及び児童」を、「増進」の下に「子育て環境の確保」を加え、同項第五号中「の整備、農用地の造成」を削り、同項に次の一号を加える。 六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する事項 第八条第四項第二号中「第十四条において同じ」を削る。 第十二条から第十六条までを次のように改める。 第十二条から第十六条まで 削除 第十二条の次に次の一条を加える。 第十七条の次に次の一条を加える。 第十七条(地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等) 第十七条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、振興山村内の交流及び振興山村とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供及び物資の流通の確保について適切な配慮をするものとする。 第十八条の見出しを「(情報の流通の円滑化等)」に改め、同条中「おける」の下に「情報通信技術の利用の機会その他の地域との格差の是正」を、「向上」の下に「農林水産業その他の」を、「の振興」の下に「地域公共交通の活性化及び再生、物資の流通の確保、医療及び教育の充実」を加え、「ため」を「とともに、振興山村におけるデジタル社会</p>
<p>の形成に資するよう」に、「円滑化及び」を「円滑化」に改め、「充実」の下に「及び先端的な情報通信技術の活用」の推進」を加える。 第十八条の二を第十八条の四とし、同条の次に次の三条を加える。 (就業の促進) 第十八条の五 国及び地方公共団体は、振興山村の住民及び振興山村への移住又は振興山村における定住若しくは特定居住をしようとする者の振興山村における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上(高齢者を対象とするものを含む。)のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。 (防災に関する施策の推進) 第十八条の六 国及び地方公共団体は、山村が厳しい自然条件の下にあること及び国土強靱化(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第一条の国土強靱化をいう。)の観点を踏まえ、災害を防止し及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、振興山村において、次に掲げる事項その他の防災に関する施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をするものとする。 一 道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備</p>	<p>の形成に資するよう」に、「円滑化及び」を「円滑化」に改め、「充実」の下に「及び先端的な情報通信技術の活用」の推進」を加える。 第十八条の二を第十八条の四とし、同条の次に次の三条を加える。 (就業の促進) 第十八条の五 国及び地方公共団体は、振興山村の住民及び振興山村への移住又は振興山村における定住若しくは特定居住をしようとする者の振興山村における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上(高齢者を対象とするものを含む。)のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。 (防災に関する施策の推進) 第十八条の六 国及び地方公共団体は、山村が厳しい自然条件の下にあること及び国土強靱化(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第一条の国土強靱化をいう。)の観点を踏まえ、災害を防止し及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、振興山村において、次に掲げる事項その他の防災に関する施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をするものとする。 一 道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備</p>	<p>の形成に資するよう」に、「円滑化及び」を「円滑化」に改め、「充実」の下に「及び先端的な情報通信技術の活用」の推進」を加える。 第十八条の二を第十八条の四とし、同条の次に次の三条を加える。 (就業の促進) 第十八条の五 国及び地方公共団体は、振興山村の住民及び振興山村への移住又は振興山村における定住若しくは特定居住をしようとする者の振興山村における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上(高齢者を対象とするものを含む。)のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。 (防災に関する施策の推進) 第十八条の六 国及び地方公共団体は、山村が厳しい自然条件の下にあること及び国土強靱化(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第一条の国土強靱化をいう。)の観点を踏まえ、災害を防止し及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、振興山村において、次に掲げる事項その他の防災に関する施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をするものとする。 一 道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備</p>

二 防災上必要な教育及び訓練の実施

三 被災者の救難、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化

(感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等)

第十八条の七 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、振興山村の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを受ることができるよう適切な配慮をするものとする。

第十八条の次に次の二条を加える。

(農林水産業その他の産業の振興)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業界の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(森林の整備及び保全の推進等)

第十八条の三 国及び地方公共団体は、振興山村

における森林の適正な整備及び保全の推進等により山村の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進並びに森林病害虫の駆除及びそのまん延防止並びに建築物等における木材の利用の促進について適切な配慮をするものとする。

第十九条中「配置」の下に、「振興山村に係る遠隔医療(振興山村の住民等又は医療機関等と当該振興山村の区域内又は区域外の医療機関等との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信機器を用いて行われる医療をいう。次項において同じ。)の実施及びそのための施設の設置」を、「含む」の下に「。同項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、振興山村の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、振興山村に係る遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう適切な配慮をするものとする。

第十九条の二の見出し中「介護給付等対象サービス等」の下に「及び障害福祉サービス等」を加え、同条中「この条」を「この項」に改め、「者の確保」の下に「及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入」を加え、「整備及び」を「整備並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、振興山村における障

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三條の十九第一項に規定する障害児通所支援等(以下この項において「障害福祉サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービスに係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

第二十条の見出し中「居住用施設」の下に「及び児童福祉施設」を加え、同条中「及び高齢者がその能力を発揮するための就業の機会の確保等」を削り、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、振興山村における児童の福祉の増進及び子育て環境の確保を図るため、児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設(前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。)の整備等について適切な配慮をするものとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減)

第二十条の二 国及び地方公共団体は、振興山村と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、振興山村における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負

担の軽減について適切な配慮をするものとする。

第二十一条中「伝承されてきた」の下に「建造物その他の有形の文化的所産及び」を、「その他の」の下に「無形の」を、「文化的所産」の下に「山村における年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能等、山村における城跡その他の遺跡並びに山村の風土等により形成された景観地を、」活用」の下に「並びにこれらの担い手の育成」を加える。

第二十一条の二を削る。

第二十一条の三の見出し中「防止の下に」等」を加え、同条中「おける」の下に「住民の安全の確保その他の」を、「ため」の下に「鳥獣の捕獲、防護柵の設置等による」を、「防止」の下に「並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、捕獲した鳥獣を地域における資源として有効に活用することができるよう、その食品等としての利用の促進について適切な配慮をするものとする。

第二十一条の三を第二十一条の二とする。

第二十一条の四第二項中「区域外」を「区域の外」に改め、同条を第二十一条の三とし、同条の次に次の六条を加える。

(移住等の促進に資する生活環境の整備)

第二十一条の四 国及び地方公共団体は、振興山村への移住並びに振興山村における定住及び特定居住並びに振興山村における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備(空家の活用によるものを含む)、水の確保、汚水及び廃棄物の処理、振興山村にお

いて住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(移住又は特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進)

第二十一条の五 国及び地方公共団体は、振興山村への移住及び振興山村における特定居住の促進を図るため、振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

(都市等と山村の交流の促進等)

第二十一条の六 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業、山村の有する多面的機能等を含め山村に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため余暇を利用した山村への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をするものとする。

(地域社会の担い手となる人材の育成等)

第二十一条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ山村の自立的かつ持続的な発展を図られるよう、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらずなく、多様な住民、特定非営利活動法人

令和七年三月三十一日 衆議院会議録第十号

山村振興法の一部を改正する法律案

(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、特定地域づくり事業協同組合(地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。)、事業者その他の山村との関わりを持つ者との間の緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第二十一条の八 国及び地方公共団体は、振興山村における自然環境の保全及び再生(自然景観の保全を含む。)に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

(規制の見直し)

第二十一条の九 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が振興山村である地方公共団体から提案があつたときは、山村の振興を図るため、振興山村の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

附則第二項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和十七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

山村振興法の一部を改正する法律案

(経過措置) 第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の山村振興法第十九条の二第二項の規定の適用については、同項中「同条第十九項」とあるのは、「同条第十八項」とする。

(政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。(総務省設置法の一部改正) 第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日	振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。附則第二条第一項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日	振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。附則第九条第一項において同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第九条第一項において同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第五条の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法

附則第九条第一項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

理由

山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を令和十七年三月三十一日まで延長するとともに、山村の自立的かつ持続的な発展の促進を図るため、目的規定及び基本理念を整備し、国等の責務に係る規定を定め、交通、情報通信、産業、防災、福祉、人材確保その他の分野における施策の充実等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約十五億円の見込みである。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律
大学等における修学の支援に関する法律(令和元法律第八号)の一部を次のように改正する。

3 この法律において「子等」とは、子その他これに類する者として文部科学省令で定めるものをいう。
第二章第一節及び第二節、同章第三節の節名並びに第六条を削る。

第七条第一項中「授業料等減免」を「次条第一項の規定による授業料等の減免」に改め、同項第一号中「限る。第十条第一号」を「限る。第八条第一号」に、「いう。第十条第一号」を「いう。同号」に改め、同項第三号中「第十条第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第五号中「第十条第三号」を「第八条第三号」に改め、同項第六号中「第十条第四号」を「第八条第四号」に改め、同項第七号中「第九条第一号及び第十五条第一項第一号」を「第七条第一項第一号及び第十三条第一項第一号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改め、第二章中同条を第三条とする。

第八条の見出し中「授業料等の減免」を「授業料等減免」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件(以下「認定事由」という。)のいずれかに該当する者として認定を行ったもの(以下「授業料等減免対象者」という。)に対して授業料等の減免を行うものとする。

一 当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であること。
二 当該学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあること。

2 次の各号に掲げる授業料等減免対象者に対して前項の規定により行う授業料等の減免(以下「授業料等減免」という。)の額は、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の認定事由に該当する者として同項の規定(第六条第一項に規定する変更認定を含む。次号において同じ。)を受けた授業料等減免対象者 確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額
二 前項第二号の認定事由に該当する者として同項の規定を受けた授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者及びその生計を維持する者の収入の状況並びに確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

第八条の次に次の二条を加える。
第五条 前条第一項の認定を受けようとする学生等は、文部科学省令で定めるところにより、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類(以下この項において「学業成績関係書類等」という。)及び当該認定事由に該当することを証する書類を添付して、当該学生等が在学する確認大学等の設置者に提出しなければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、学業成績関係書類等の添付を省略することができる。

入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあること。
2 次の各号に掲げる授業料等減免対象者に対して前項の規定により行う授業料等の減免(以下「授業料等減免」という。)の額は、当該各号に定める額とする。
一 前項第一号の認定事由に該当する者として同項の規定(第六条第一項に規定する変更認定を含む。次号において同じ。)を受けた授業料等減免対象者 確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額
二 前項第二号の認定事由に該当する者として同項の規定を受けた授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者及びその生計を維持する者の収入の状況並びに確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額
第八条の次に次の二条を加える。
第五条 (認定の手続)
前条第一項の認定を受けようとする学生等は、文部科学省令で定めるところにより、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類(以下この項において「学業成績関係書類等」という。)及び当該認定事由に該当することを証する書類を添付して、当該学生等が在学する確認大学等の設置者に提出しなければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、学業成績関係書類等の添付を省略することができる。

2 前条第一項の認定は、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、前項の申請書を提出した学生等が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認める場合に行うものとする。

(変更認定)

第六条 授業料等減免対象者は、当該認定を行った確認大学等の設置者から当該認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当することについて当該設置者の認定(以下この条において「変更認定」という。)を受けなければならない。変更認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として当該設置者から授業料等減免を受けようとするときも、同様とする。

2 前条第一項本文及び第二項の規定は、変更認定について準用する。この場合において、同条第一項本文中「学生等は」とあるのは「授業料等減免対象者は」と、「当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類(以下この項において「学業成績関係書類等」という。))及び当該とあるのは「当該」と、「当該学生等が在学する」とあるのは「次条第一項の」と、同条第二項中「学生等が特に優れた者であり、かつ、」とあるのは「授業料等減免対象者が」と読み替えるものとする。
第九条第二項中「第七条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第七条とする。
第十条中「第十二条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第八条とし、第十一条を第九条とする。

第十二条第一項中「第八条第一項の規定による」を「第四条第一項又は第六条第一項の」に改め、同条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

第十五条第一項第四号及び第五号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第二項中「第七条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条ただし書中「第十条及び第十一条」を「第八条及び第九条」に改め、同条を第十四条とし、第二章中同条の次に次の一条を加える。

(第四条第一項第二号の認定事由に該当する者に係る授業料等減免についての配慮事項)

第十五条 国は、第四条第一項第二号の認定事由に該当する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

第十七条第一項中「第十条」を「第八条」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十条第二項」に改め、第三章中同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

第十九条第一項中「第十三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、「忌避した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、第四章中同条を第十八条とする。

附則第四条第一号中「学資支給」を「独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給」に、「独立行政法人日本学生支

援機構法」を「同法」に改め、同条第二号中「第十条」を「第八条」に、「第十一条」を「第九条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(認定に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の大学等における修学の支援に関する法律(次条において「旧法」という。)第八条第一項の規定による認定を受けており、かつ、当該認定に係る大学等(大学等における修学の支援に関する法律第二条第一項に規定する大学等)をいう。次条において同じ。)に引き続き在学する者についてこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の在学に係る授業料の減免については、当該者は、施行日において、この法律による改正後の大学等における修学の支援に関する法律(附則第六条において「新法」という。)第四条第一項第二号の認定事由(同項に規定する認定事由をいう。)に該当する者として同項の認定を受けたものとみなす。

(授業料等減免に関する経過措置)
第三条 施行日前に旧法第八条第一項の規定による認定を受けた者の当該認定に係る大学等の入学金及び施行日前の在学に係る授業料の減免については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第六条 政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)
第七条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「第十条」を「第八条」に改める。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)
第八条 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改める。

(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正)
第九条 学校教育法の一部を改正する法律(令和六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中大学等における修学の支援に関する法律第二条第二項の改正規定の前に次のように加える。

附則第七条中大学等における修学の支援に関する法律第二条第二項の改正規定の前に次のように加える。

令和七年三月二十一日 衆議院会議録第十号 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第一条中「学生等」を「学生」に改める。

附則第七条のうち大学等における修学の支援に関する法律第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号及び第三項の改正規定中「第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号」を「第四条第一項、第五条、第六条第二項並びに第十条第一項第二号」に改める。

(こども家庭庁設置法の一部改正)

第十条 こども家庭庁設置法、令和四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号中「大学等における修学の支援に関する法律」を「独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律」に、「の規定による大学等における修学の支援」を「第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

理由

多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、

当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。
1 大学等における修学の支援に関する法律の一部改正

(一) 法律の目的の見直し

法律の目的を、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することと改めること。

(二) 授業料等減免の対象者の追加

授業料等減免の対象者として、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であることに該当する者として、確認大学等の設置者が認定を行ったものに加え、その授業料等減免の額は確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額とすること。

(三) 認定手続等に関する規定の整備

(1) 認定を受けようとする学生等は、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別等を記載した申請書等を確認大学等の設置者に提出し、確認大学等の設置者が、文部科学省

令で定める基準及び方法に従い、当該学生等が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認める場合に認定を行うものとする。

(2) 授業料等減免対象者は、別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当する者であることについての認定を受けなければならないこと。

(四) 授業料等減免についての配慮事項の新設

国は、学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあることに該当する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

(五) その他所要の改正を行うこと。

2 施行期日等

(一) この法律は、一部を除き、令和七年四月一日から施行するものとする。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(三) 政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

こと。

(四) その他関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブの共同提案により、修正案が提出されたが、否決された。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、令和七年度一般会計予算において、授業料等減免交付金及び授業料等減免費負担金等の内数として二千五百五十六億円が計上されている。
右報告する。

令和七年三月十九日

文部科学委員長 中村 裕之
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 高等教育の修学支援新制度は、学生等に対する経済的支援の面を持つ一方で、大学等に国費が拠出されることから大学等への支援となる面

<p>も併せ持つことを踏まえ、大学等における職業教育と学術研究との役割の明確化、教育内容の一層の充実、入学者の選抜に係る制度の改善、学修の成果に係る評価の客観性や厳格性の一層の確保及び大学等の数の適正化その他高等教育を行う機関の改革の実施に努めること。</p> <p>二 一で示した改革の実施後においては、更なる教育の機会均等を図るため、高等教育の無償化を推進すること。</p> <p>三 修学支援新制度について、消費税に限らない幅広い財源の活用等を検討するなど、安定的な財源の確保に努めること。</p> <p>四 多子世帯の学生等に対する授業料等減免については、扶養する子等の数を要件としたことにより、兄弟姉妹の年齢差により支援を受ける期間が異なるという問題が生じることから、このような不公平を避けるため、修学支援新制度の見直しを検討すること。</p> <p>五 本法附則第六条による施行後四年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定その他学生等への経済的支援制度全般の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。</p> <p>六 本法による改正後における修学支援新制度の効果を評価・検証するため、授業料等減免の対象者数及び要した費用の額並びに確認要件を満たさない大学等の数等の支援実績について、適切に調査し公開するよう努めること。</p> <p>七 大学等における授業料の値上げ傾向が続いている実情を踏まえ、授業料等減免の上限額の見直しを検討すること。</p> <p>八 大学等の確認要件については、確認大学等以外</p>	<p>外の大学等において学ぶ権利を侵害するおそれがあるほか、地方・中小の私立大学等については、これを容易に満たすことができないことから縮小・撤退に追い込まれることも想定されるため、その内容の見直しについて検討すること。</p> <p>九 本法による改正後においては、学生等への経済的支援が複雑化することを踏まえ、学生等、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行うなど、奨学金制度を含め、修学支援新制度全般の更なる周知徹底に努めること。</p> <p>十 令和六年度から開始された教職大学院等修了後に教員となった者に対する大学院段階に貸与された第一種奨学金の返還免除制度について、教員不足が深刻な状況を踏まえ、学部段階にも拡充するよう検討すること。</p> <p>十一 教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨を踏まえ、貸与型奨学金が給付型奨学金を、有利子奨学金が無利子奨学金を金額・人数とも上回っている現状を改善し、貸与型から給付型へ、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと。</p> <p>十二 貸与型奨学金の返還に係る負担軽減の観点から、返還額を所得控除の対象とすることや有利子である第二種奨学金の利子分の免除等について検討すること。</p> <p>十三 今後、学生への経済的支援に係る重大な法改正を行うに当たっては、国会における十分な審議期間を確保するとともに学生や大学等における周知や準備のための期間を設ける必要性を踏まえ、制度の施行まで十分な余裕をもって法律案を国会に提出するよう努めること。</p>	<p>（この欄は空欄です）</p>
--	---	-------------------

令和七年三月二十一日 衆議院会議録第十号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

